

# 令和 4 年度第 1 回行財政改革懇話会

## ～行財政改革懇話会各委員からの質問等一覧～

- 1 議題 1 関係 (沖縄県行政運営プログラム実績総括について) … 1～22
- 2 議題 2 関係 (新沖縄県行政運営プログラム (仮称) 【素案】  
の検討について) …………… 23～33

令和 4 年 10 月 24 日  
総務部行政管理課

○議題1関係 (沖縄県行政運営プログラム実績総括について)		
質問等の概要	回答	担当課
<p>全般的なこと</p> <p>【石田委員】 各年度目標値は、実績を踏まえて見直しをしないのか。低すぎる計画値では活動が低調になるのではないのか。</p>	<p>沖縄県行政運営プログラムでは、全取組において当該目標値について、実績確認時に達成又は未達成の理由を検討する観点から実施期間中途では原則見直しを行わない(増加・減少させない)こととしておりました。</p> <p>実施項目によっては、コロナ禍により実績に即していない目標値等もありましたが、実績値についてコロナ禍という状況も勘案したうえで検証し、状況の改善を目指して取組を進めました。</p> <p>新沖縄県行政運営プログラム(仮称)では、状況に応じ、プログラム実施期間中でも目標値の修正・変更を可能とできるよう、計画策定を進めております。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>実施項目1 情報の伝わり方を重視した広報の確立(3ページ)</p> <p>【石田委員】 目標の設定が低すぎたのではないのか。</p>	<p>ホームページの利用者数及びソーシャルメディアの登録件数の目標値は、過去の実績を元に基準値を定めました。具体的には、過去の伸び率等も参考にホームページ利用者数は年度毎に5～10%の伸びを、ソーシャルメディア登録件数は66～200%の伸びを想定し目標を設定していました。しかし、ホームページは、令和2年度に発生した新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに関連情報取得のためアクセスが非常に伸び、ソーシャルメディアは配信したコンテンツの影響で海外を中心に爆発的に登録件数が伸びたため、目標値を大幅に上回った経緯がございます。</p> <p>ホームページの利用者数やソーシャルメディアの登録件数等は、急激な注目度の高まりや危機事象の発生等により予測が難しい部分もありますが、今後も数値目標達成もさることながらアクセシビリティの高いホームページの整備とソーシャルメディアの特性を活かした効果的な県政情報発信に努めて参ります。</p>	<p>広報課</p>
<p>(取組1)R3は職員のコロナ関連業務増の影響を考慮し研修実施を見送ったとあるが、スキル研修は継続すべきだと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、コロナ禍であっても職員の情報発信能力向上のための研修は必要ですので、開催時期や方法等工夫し実施して参ります。</p>	
<p>県HPでは、コンテンツの充実と県民から見て情報の得やすさが意識されていないように思われる。各ページで役に立たなかった理由を聞いて改善した方がよいのではないのか。</p>	<p>県では次年度(令和5年度)にホームページのシステム改修を予定しており、改修に向け令和3年度に実施した調査事業で行った利用者アンケートでも現県公式ホームページにおける機能面・性質面の不満として「情報が得にくい」との指摘を多くいただきました。改修にあたっては、調査事業で得られた利用者からの声や専門家の意見等を十分に活かし、アクセシビリティの高いホームページを整備して参ります。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p><b>【稲田委員】</b> 次世代健康づくり副読本の周知・広報のあり方について</p> <p>以前より保健医療部、教育庁の横断的事業として開始された表題の事業は令和3年度に改訂版の見直しを行い、令和4年にホームページ等において改訂された。本事業は小学生を対象に食育、生活習慣改善、また中学生には心の健康、をそれぞれ増進する目的で作成された。</p> <p>学校でも利用率は徐々に上昇しており、学校現場では認識されはじめていると考える。</p> <p>今回の改訂においても委託製作者である沖縄県医師会が心がけたのは小学生、中学生、関わる教職員の方々はもちろん、保護者の世代の方々にもこの副読本に触れる機会を増やすことにより、ひいては沖縄県民の健康度向上に資するものにしたという点であった。</p> <p>全国でも画期的な取り組みである本事業を、いかに多くの県民に認知度を上げていくかについて、是非広報課で検討いただきたく意見させていただきました。</p>	<p>「次世代健康づくり副読本」について、教育現場だけでなく、より多くの県民への周知を行うためには、各世代に対応する県の広報媒体(広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、SNS)の活用は有効であると考えます。</p> <p>広報課と「次世代健康づくり副読本」の担当課である健康長寿課では、今年6月の食育月間に広報誌「美ら島沖縄」で食育の取組として副読本を紹介し、12月には副読本の活用拡大を目的に広報テレビ番組「うまんちゅひろば」で副読本の紹介を予定しています。今後も両課で連携し、機会を捉えて当副読本の周知・広報を行って参ります。</p>	<p>広報課</p>
<p><b>【川越委員】</b> コロナ禍とはいえ、アクセス数が急増したことは、普段利用しない市民層にも、ホームページ自体の存在を伝えた効果があると思う。</p>	<p>—</p>	
<p>実施項目2 行政データ活用の促進(4ページ)</p>		
<p><b>【名嘉村委員】</b> 「行政データ活用の促進」には、いわゆるオープンデータの整備が含まれていると思われる。しかし、現状の取組内容には、行政手続きのオンライン化の推進のみが記載されている。デジタル庁等が示しているガイドラインや、先進県等の取組みを参考に行政データの利活用につながるオープンデータの整備を進める必要がある。</p>	<p><b>【デジタル社会推進課】</b> オープンデータの整備については、平成27年度に沖縄県のオープンデータカタログサイトを開設し、データを掲載しているところです。</p> <p>また昨年度には、デジタル庁で公開している「推奨データセット」のうち、文化財一覧、公共施設一覧、食品衛生許可・届出一覧の三種類のデータについて、九州各県共同で公開できるカタログサイト(Bodik ODCS)上で公開を行っており、今年度以降についても同様に推奨データセットに指定されているデータの新規公開を進めていく予定です。</p>	<p>情報基盤整備課 (※一部デジタル社会推進課)</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>【石田委員】 「全庁棚卸し調査(1,800件)を実施し、約1,300件の行政手続がオンラインで不可」とあるが、一部でもオンライン化可能な行政手続も「オンライン化不可」にカウントされているのか。そうであれば、カテゴリー分けを変えること(可・不可・一部オンライン化可)で実現可能性は高まるのではないか。</p>	<p>H30年度の全庁棚卸し調査では、各手続を可、条件付可、不可に分類しており、一部でもオンライン化可能な行政手続については、条件付可に含まれております。 約1300件の行政手続に関しては、この調査において、手続所管課が不可と回答したのになります。 ご指摘の通り、一部でもオンライン化可能な手続については、その部分だけでもオンライン化を進めていく考えでございます。</p>	<p>情報基盤整備課 (※一部デジタル社会推進課)</p>
<p>目標に対する達成度が「目標を大きく上回った」となっているが、「主な課題」や「取組効果」の実現に繋がっていないと思われる。</p>	<p>平成30年度から令和3年度までに累計256件の手続をオンライン化したことによって、利用件数も増加したと考えられるので、県民の利便性向上に資することができたと考えております。しかしながら、利用件数については新型コロナウイルスなど情勢によって左右される部分もございますので、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)からは、令和4年度の全庁調査でオンライン化可能と判断された手続のうち、電子申請サービスに掲載した割合を成果指標として設定する予定です。</p>	
<p>県民の利便性向上という取組目標を考えると、「オンライン画面数」や「行政手続のオンライン化比率」を成果指標とすべきではないか。</p>	<p>当課としても、申請件数だけでは利便性向上という目標として適切なかを改めて検討しまして、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)からは、令和4年度の全庁調査でオンライン化可能と判断された手続のうち、電子申請サービスに掲載した割合を成果指標として設定する予定です。</p>	
<p>行政手続のオンライン化でネックになっている問題の解決のために、銀行のネットバンキングの各種手法など民間の知見を活用してはどうか。</p>	<p>現在、電子申請サービスにキャッシュレス決済等電子収納機能の搭載を検討しているところでございますので、ご提案頂いた内容も含めて検討材料にさせていただきます。</p>	
<p>【前田委員】 オープンデータの状況について、県のオープンデータはPDF形式が大半で利用しづらいと感じている。また、市町村では全国最下位との報道(9月20日琉球新報)がなされている。今後の沖縄経済振興を考えると、民間がデータを活用した事業・サービスを生み出すことになるデータ利活用体制の整備は必須と考える。 現時点での、また、今後のオープンデータの取組みについての県の考えを伺いたい。</p>	<p>【デジタル社会推進課】 県のオープンデータについては、ご指摘の通り機械判読性の低いPDFデータや、適切な頻度で内容の更新がされていないデータが多数存在していることを課題として認識しております。これらの課題に対しては、現在公開しているデータを機械判読性が高いファイル形式(csvファイル等)で公開し直すことや、データの内容によって適切な更新頻度が維持できるよう、データを保有する課との調整、必要な助言等を行うとともに、国の定める「推奨データセット」としての公開を進めていきたいと考えております。 また、市町村の取組については、官民データ活用推進基本法第11条による義務付けや「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「国民にデジタル化の恩恵をもたらすものとして不可欠な取組」とされており、今年度、データの作成・公開に必要なデータの利用規約・手順書等整備とデータの公開に向けたフォローアップを行う事業を実施し、市町村におけるオープンデータの取組を支援することとしております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>【川越委員】 「上記の判定理由」のコロナ手続きを除いた利用件数30,301件はH30の37,814件を下回っているのに評価◎はおかしくないか。</p>	<p>成果指標の目標値は18,000件ですので、実績値がそれを上回ったかという点で目標に達する計画度を◎と評価しております。 しかしながら、利用件数については新型コロナウイルスなど情勢によって左右される部分もありますので、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)においては、県民の利便性を着実に向上させるため、令和4年度の全庁調査でオンライン化可能と判断された手続のうち、電子申請サービスに掲載した割合を成果指標として設定する予定です。</p>	<p>情報基盤整備課 (※一部デジタル社会推進課)</p>
<p>実施項目3 県財政情報の公表(6ページ)</p> <p>【石田委員】 他団体との比較可能性を成果にあげるのなら、概要版には他府県との比較(ランキング)は必要と思われる。その他、予算対比も必要ではないか。</p>	<p>本県では、県民にわかりやすい財政情報を提供するため、統一的な基準による財務書類とあわせて、財務書類を要約した概要版を作成し公表しております。 概要版では、財務書類から得られる指標のうち、財務情報をわかりやすく伝えるものとして、住民一人当たりの資産額や受益者負担の割合など8つの指標について全国や類似団体との比較を行っており、それにより本県の財政状況をより多角的に把握することが可能となるものと考えております。 ご意見のあった件については、今後、さらにわかりやすい資料となるよう内容の充実を図るとともに、その他の活用方法についても、他都道府県の活用事例などの情報収集を行い研究していきたいと考えております。</p>	<p>財政課</p>
<p>実施項目4 公の施設のあり方見直し(7ページ)</p> <p>【石田委員】 成果指標について、「7施設全て着手済み」を以て100%としているが、問題認識で終わっている取組(1)、効率化が図られていない取組(3・4)、効率化の検証がなされていない取組(5)があるため、実施項目4の目標に対する達成度を「ほぼ目標通り達成」とするのは適切ではないと思われる。</p> <p>感染対策の実施は、どのような観点から「公施設のあり方見直し」の取組にあたると考えているのか。</p>	<p>本項目では、民間事業者や市町村との適切な役割分担の観点も踏まえ、検証・見直しを行うことを取組内容としており、当該検証・見直しを行ったことをもって見直し達成と扱っています。 よって、(1)自然公園では、移譲を希望する市町村への順次移譲を行ったこと、(2)石嶺児童園では、施設の見直しの結果、小規模化、地域分散化が進んだこと、(3)平和祈念資料館及び八重山平和祈念館・(4)中央卸売市場では、施設のあり方を検討し、直営と決定したこと、(5)うるま地区内賃貸工場等では、あり方を見直し、指定管理者制度を導入したこと、(6)下地島空港では、あり方を検討し、空港及び周辺用地の利活用の推進・拡大が進んだこと、(7)県営住宅では、指定管理業務の仕様等の見直しを行ったことから、見直し等達成率を100%としているところです。</p> <p>感染対策は、公の施設のあり方の見直しの取組ではありませんが、公の施設における感染状況に応じた施設利用のための対策を知ってもらう取組であったため、取組実績として記載しております。</p>	<p>行政管理課</p>

質問等の概要	回答	担当課
実施項目5 市町村への権限移譲の推進(11ページ)		
<p>【石田委員】            実施項目における課題は市町村と共有されているか。権限移譲への市町村の理解・賛同はあるか。市町村によるばらつきはないか。</p>	<p>県では、市町村への権限移譲を円滑に進めるため、移譲対象事務や移譲の進め方等について明示した「市町村への権限移譲推進指針」を策定しております。            移譲を進めるにあたっては、当該指針をふまえ、市町村への説明会等を通じて移譲の必要性等についての理解促進に努めながら移譲を進めてまいりました。市町村においても、それぞれの地域の実情や住民ニーズ、行政規模等に応じてご検討いただいた結果、権限移譲が着実に進んだものと認識しており、権限移譲の必要性や効果等については、市町村においても十分ご理解をいただいているものと認識しております。</p>	
<p>(取組1)実績から成果が見えない。</p>	<p>「沖縄県行政運営プログラム(平成30年3月)」では、プログラム策定当時、小規模町村を含む10市町村以上に権限を移譲していた水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について、「重点移譲事務」として位置づけ、全市町村への移譲を推進してきました。            そのため成果指標については、重点移譲事務の各年度ごとの移譲割合を目標値として定め、その進捗を確認しております。            なお、令和4年4月1日時点の県から市町村への権限移譲実績は8法令及び11条例に基づく903事務となっております。</p>	<p>行政管理課            市町村課            (※一部デジタル社会推進課又は情報基盤整備課)</p>
<p>成果指標は「移譲事務数/全対象事務数」であるべきではないか。</p>	<p>「沖縄県行政運営プログラム(平成30年3月)」では、プログラム策定当時、小規模町村を含む10市町村以上に権限を移譲していた水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について、「重点移譲事務」として位置づけ、全市町村への移譲を推進してきました。            そのため成果指標については、重点移譲事務の各年度ごとの移譲割合を目標値として定め、その進捗を確認しております。</p>	
<p>目標の達成度について、R3目標値(62.8%)に対する実績値(59.8%)の割合は、64.7%であることから「目標を下回った(△)」になるのではないか。</p>	<p>沖縄県行政運営プログラムの実績総括の検証にあたっては、「目標(計画)に対する達成度」について、統一的な判定基準を設定しており、「90%以上、110%未満」の達成項目については、「ほぼ目標(計画)どおり」の達成度としております。            実績値(59.8%)が目標値(62.8%)を下回ったものの、市町村への権限移譲は着実に推進しており、また、判定基準に照らし合わせ、達成度は、「ほぼ目標(計画)どおり」と判定いたしました。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>今後の方向性、取組内容等に、行政手続のオンライン化と合わせて検討する必要があるという趣旨の記載があるが、行政手続に関して県と市町村とのデジタル連繫・ネットワーク構築は計画あるいは検討されているか。</p>	<p><b>【デジタル社会推進課】</b> 国が策定した自治体DX推進計画に基づき、特に国民の利便性向上に資する手続きについては、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続きを可能にすることが全自治体に求められており、県としては市町村と連携体制を構築の上、国等からの情報を随時提供するとともに、研修会の開催や、支援を希望する市町村に支援員を専任し、伴走型で個別支援を実施するなど、計画的な取組を支援・促進しているところです。</p> <p><b>【情報基盤整備課】</b> 電子申請については、市町村から共同利用についての意見もあるため、次回システム更改で共同利用を行うか検討を行っている段階です。</p>	<p>行政管理課 市町村課 (※一部デジタル社会推進課又は情報基盤整備課)</p>
<p><b>【東盛委員】</b> 今後の方向性、取組内容等も含めて取組の成果としてほぼ目標(計画)どおりの判定をしているが、例えば水道法関連でいえば、今般沖縄本島内の水源河川からPFASが検出されたことによる市町村の権限移譲の進捗状況に影響を与えるのではないか。</p>	<p>市町村への権限移譲を行っている事務の内、水道法に基づく事務の内容としましては、専用水道の敷設工事設置基準に適合確認等及び簡易専用水道の設置届出等となっており、PFOS等対応による直接の関連はありませんが、県としましては、市町村へ移譲された事務が、円滑かつ適切に実施されるよう、引き続き会議の開催やマニュアルの配布等のアフタフォローを行って参ります。</p>	
<p>実施項目6 指定管理者制度の運用強化(13ページ)</p>		
<p><b>【山中委員】</b> 指定管理者制度導入施設の利用者満足度について、この基準値や実績値は、どのように算定しているのか(例えば、基準値の76%というのは、分母と分子は何か)。R3年度にB評価やC評価の施設が増えているが、これはどのような理由があって、どのような施設で満足度が下がったのか。</p>	<p>利用者アンケートにおける中位を超える回答の割合を利用者満足度として取り扱っています。 4年間の実績に記載している評価結果は、利用状況、満足度、財務状況、重点取組事項の4項目の総合評価です。R3は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休館した施設があるものの、その影響を考慮せず評価を実施したため、利用状況、財務状況の評価が下がった結果、総合評価でB評価、C評価が増えております。満足度については、成果指標の実績値のとおり下がっておりません。</p>	
<p>満足度の対象施設の中に、老朽化が進んだ施設が含まれるのか。こうした施設が含まれるならば、民間の施設と比較される傾向があることから、今後も施設全体としての満足度を維持することは難しいのではないか。</p>	<p>モニタリングは、指定管理者制度を導入している全施設で行っているため、老朽化が進んでいる施設についても満足度の対象施設に含まれています。 施設の満足度については、指定管理者による維持管理に対する評価も含まれていること、また、施設に対する評価だけでなく、設備管理、接客対応、利用条件、教室・プログラム、自主事業等の複数項目の総合評価でもって、満足度を計測していることから、一概に満足度を維持することが難しいものとは考えておりません。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>必要に応じて、直接的に接客を行う施設だけに対象を限定し、「接客」に限定した満足度のみを計測する方が適するのではないか。</p>	<p>指定管理者の業務は、接客だけでなく、施設及び附属設備の維持管理も含まれていることから、接客に限定して計測するのではなく、指定管理者が実施する業務について複数項目の総合評価でもって、満足度を計測することが適当であると考えております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>【石田委員】 H30にモニタリングマニュアルの改訂をした以降はこれに基づいてモニタリングしているだけだが、取組はこれで終了か。</p> <p>実績の記載について、「首里城地区内施設及び海洋博覧会地区内施設は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための来島自粛要請等による入域観光客の減少の影響を強く受け、取組はなし。」とすべきではないか。担当課の判断で「評価除外」できるようにするのは、評価において不公平・不適切になり適当でない。</p>	<p>目標設定や定評的な評価手法の導入による効果は単年度で確認できないため、H30モニタリングマニュアルの改訂以後は、これに基づきモニタリングを実施し、改訂された新たな評価手法の効果をj確認する計画として継続し、次期プログラムにおいても検証・改正を予定しております。</p> <p>首里城地区内施設及び海洋博覧会地区内施設について、評価は付していないものの、改訂後のモニタリングマニュアルに基づき、取組改善案の提案や助言、経営分析シート作成による経営状況の見える化を行っていることから、取組なしと取り扱うのは適当ではないと考えております。</p> <p>また、R3実績に係るモニタリングについては、長期に及ぶ休館等があった施設については一律評価を付さない取扱としております。</p>	行政管理課
実施項目7 公社等外郭団体の健全な運営の確保(14ページ)		
<p>【石田委員】 目標が「公社等の健全経営」であれば、成果指標は「健全経営達成できた公社の割合」が、目標が「県と公社等との関係に公正性・透明性の確保」であれば、成果指標は「県が行った指導、援助、中長期計画の公表度」が適当であると思われる。</p> <p>成果指標にアクセス件数を採用した理由はなぜか。</p>	<p>目標については、当初、「支援内容等の公表率」を想定していましたが、当時の懇話会における「定量的に図れる目標を設定すべき」との意見を踏まえ、成果指標を「公社等外郭団体の見直し」ページのアクセス件数に変更しておりました。次期プログラムにおいては、県と公社などの適切な役割分担のもと、県派遣職員の適性な管理を行うことから、派遣職員数を指標としております。</p>	行政管理課
実施項目8 特別会計事業の適正な運営(15ページ)		
<p>【石田委員】 「地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計」とは、地方財政法の何条に規定する公営企業か。「公営企業に位置付けられていない特別会計」とは上記以外の特別会計を設置している事業を指しているのか。</p>	<p>「地方財政法に規定する公営企業に位置付けられる特別会計」とは、地方財政法第6条に規定する公営企業のうち、地方公営企業法における財務規定等を全部適用しない公営企業の特別会計としております。</p> <p>また、「公営企業に位置付けられていない特別会計」とは、沖縄県特別会計設置条例に規定する特別会計としております。</p>	行政管理課
<p>当項目における「特別会計」とは、特別会計を設置する事業という意味か。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	



質問等の概要	回答	担当課
対象となる特別会計は、取組1・2あわせて16本と考えてよいか。	お見込みのとおりです。	
経営戦略又は中期見通しの策定、公表を成果指標とすべきではないか。	「経営戦略」又は「中期見通し」の策定・公表は、取組実績であり、当該策定・公表の結果、計画的かつ合理的な経営が行われ、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めることで、将来にわたって安定的に事業を継続していることを示す指標としては、「実質収支が黒字の特別会計の比率」が適当であると考えております。	
公債管理特別会計の中期見通しが県HPで確認できないが、公表されているか。	公債管理特別会計の中期見通しは、「今後の財政収支の見通し」として公表しています。	行政管理課
経営計画または中長期見通しの策定公表が100%または94%できているので目標はおおむね達成できていると評価してよいと思われる。	—	
経営基盤の強化が成果との理解から実質収支が黒字の比率を成果指標にしていると思われるが、H28実績で100%であり、県からの補助金と委託事業収入で黒字が確保される構造なら目標に意味はないように思われる。	特別会計事業の具体的な経営計画については、各経営戦略又は中期見通しにおいて示していることから、特別会計事業全体として将来にわたって安定的に事業を継続していることを示す指標としては、「実質収支が黒字の特別会計の比率」が適当であると考えております。	
「下水道事業特別会計」だけR3決算概要(R4.8 開示)の開示から除かれているのはなぜか。	下水道事業特別会計は、沖縄県流域下水道事業の設置等に関する条例の制定に伴い、令和2年4月から地方公営企業法を全部適用することとなったため、R3決算概要ではなく、県下水道課HPにて決算資料を公表しています。	
実施項目10 組織の見直し及び定員の適正な管理(18ページ)		
【石田委員】 成果指標の基準定員と取組2の目標である配置定員の差は何か。	定員とは、県職員の身分を有している者の人数を指し、休職中の職員や他機関へ派遣されている職員なども含まれます。 一方、配置定数は、各課の事務を処理するために必要な職員数として設定するものです。	行政管理課

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目11 県立看護大学の効率的な運営(21ページ)</p> <p>【石田委員】 目標を大幅に上回ったとする根拠はなにか。特段の理由がある場合は「判定理由」に記載すべき。</p>	<p>達成目標を「地方独立行政法人化の方向性の決定」と設定しており、その実績としては、法人化の是非を検討し法人化に向けた方針を決定するとともに、法人化に向けた作業を進め、令和4年4月1日に公立大学法人に移行することとなったことから、目標を大幅に上回るものと判断しました。</p>	<p>保健医療総務課</p>
<p>実施項目13 業務プロセスの見直し(23ページ)</p> <p>【名嘉村委員】 業務見える化シートの効果が確認されており素晴らしいと思うが、課題として業務見える化シートそのものが業務負担になっているというのが気になる。業務負担を抑えるような工夫は検討できないか？</p> <p>【山中委員】 「業務見える化シート」とは何か。 これを導入することで、どうして業務プロセスの見直しが進んだのか。</p> <p>【石田委員】 (取組1)見直し対象業務の選定基準を開示してほしい。</p> <p>業務プロセスは全体で何本か。見直した27件の割合は何パーセントか。見直しの比率を成果指標にすべきではないか。</p> <p>(取組2)業務見直しシートの実績は159件であるが、これは全業務の何パーセントか。</p> <p>(取組2)R3の実績に「部長や統括監においても進捗管理できるシートの作成を行い、総務部で試行した」とあるが、従来は誰が進捗管理しているのか。</p>	<p>「業務見える化シート」とは、年間を通した業務の具体的な作業内容、日程等を記載し、その進捗を管理するシートですが、定型化された業務以外ではシートの見直し作業に時間を要すること等が業務負担となっていました。 しかしながら、全業務の年間スケジュールを作成し、進捗を入力しない限り、業務見える化シート活用による職員間の業務負担の見直しを図る等のメリットが享受できないことから、ご指摘も踏まえ、次期プログラムにおいて検討していきます。</p> <p>「業務見える化シート」とは、年間を通した業務の具体的な作業内容、日程等を記載し、その進捗を管理するシートのことです。 「業務見える化シート」を作成することで、年間を通した業務の平準化のための実施時期の見直し、職員間の業務分担の見直し等が図られるため、業務プロセスの見直しが進むものと考えております。</p> <p>県民サービスの充実・強化が必要な業務、行政手続のICT化が必要な業務、時間外の縮減、過重労働の改善が必要な業務、各所属で共通する事務や主管課の総括・経由事務などで効率化が必要な業務、その他業務の効率化や県民の利便性向上に資する業務について、職員アンケートを実施しています。 アンケート結果を基に見直し対象業務として最終的に選定する基準はなく、関係課にヒアリングを実施し、実現可能と見込める業務を選定しております。</p> <p>全業務の数については、調査をしていないため回答できません。</p> <p>全業務の数については、調査をしていないため回答できません。</p> <p>従来、法令等に基づき公表すべきものについては、各所属で管理していましたが、R3に総務部において公表状況を進捗管理できるモデルとなるシートを作成し、部長や統括監においても進捗管理できるよう取り組みました。</p>	<p>行政管理課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>(取組3)受講者延べ人数 1164人は、職員定数3705(18頁より)の31.4%である。受講者数を増やすべきではないか。職員全員に必要な意識およびスキルのはずで、成果指標の設定が適切ではないと思われる。</p>	<p>R2及びR3は動画研修を実施しましたが、県のシステム上視聴者数の把握ができず、アンケートに回答した職員数を記載しているため、正確な延べ受講者数は把握できていないところです。業務改革・改善の意識づけは職員全員に必要と考えているため、より多くの職員が受講できるよう検討していきたいと考えております。</p> <p>また、成果指標については、業務改革・改善の意識付けのために行った研修の効果は、職員の業務改善意識率で計測できると考えており、成果指標の設定は適当だと考えております。</p>	
<p>業務プロセスの見える化は、業務プロセスの改善、手続のオンライン化、適正な人員配置、適正な人事考課の基礎資料、DX、BCPの基盤としての業務の把握のためにも不可欠である。管理下の業務の把握だけでなく、リスクとコントロールポイントの把握も管理職が仕事をする上で不可欠であるから、業務プロセスの見える化は管理職の仕事である。</p> <p>作成サポートツールの提供やサポートサービスの提供は必要だが、業務負荷のために見える化を止めるのは間違いである。見える化を止めれば、漫然と従来の処理を繰り返すことになるだろう。それなら楽だろうが、もうそれは許されないと覚悟すべきと思われる。</p>	<p>業務プロセスの見える化は、効率的な業務の実施のために必要なものであると考えております。</p> <p>業務見える化シートの活用により業務改善が図られる一方、業務負担となっている声があることから、新プログラムにおいては業務見える化シートの活用の代わりに、統一した方法で業務フロー図を作成する表記方法であるBPMNを活用して更なる業務プロセスの見える化及び業務プロセスの見直しに取り組むことを予定しています。</p>	行政管理課
<p>事務局がやるべきことは、効率的な見える化シート作成ツールを導入することやスキルを習得できるようにすることと思われる。県においてはまず全体を把握することが重要と思われる。業務一覧、フローチャート、リスクコントロールマトリックスを作成してはどうか。業務記述書の作成・整備はハードルが高く現実的でないかもしれないから。代わりに規程、マニュアルの一覧を作る方法もあると思われる。</p>	<p>御意見のとおり、事務局の役割は業務プロセスの見直しに役立つツールを導入し、職員が業務プロセスの見直しを行える環境づくりを行うことであると考えております。</p> <p>新プログラムにおいては、BPMNを活用して業務のフローチャートを作成できるように様式や規定を整備する予定で。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目14 働き方改革と職場環境の整備(26ページ)</p> <p><b>【山中委員】</b>  沖縄県庁では、在宅型テレワークの実施方法として、どのような端末を使用し、その際にセキュリティをどのように確保しているのか。  また、在宅勤務の運用にあたって、どのような条件やルールを設けているのか。</p> <p><b>【名嘉村委員】</b>  コロナ禍の感染拡大防止対策により在宅勤務制度の活用数が増加しています。その際、どの部署でも在宅勤務を行う上での課題が見えてきたと思います。この機会にこれらの課題を洗い出して必要に応じて改善策を検討することが今後の職場環境の整備につながるものと思います。</p> <p><b>【石田委員】</b>  (取組1)スピードを以て進めるべき課題だと思うが、ワーキンググループの開催は実施した回数で足りているのか。会議はリモート会議で行っているか。</p> <p>在宅テレワークができる体制を作れば、働き方改革になり、残業問題、プライベートと仕事の両立、育休取得率や女性管理職登用率の向上を後押しするだろう。その後は、在宅テレワークで仕事の効率と品質を上げる方策と業務管理のあり方の変革である。働き方改革は管理職の仕事を変革を必然的に変える。役職定年制の導入あるいは定年年齢引き下げが必要ではないか。</p>	<p>本県は、在宅型テレワーク用として12～13インチ程度のディスプレイを有したモバイル型ノートパソコンを290台(管理用端末1台含む。)導入しています。  技術的セキュリティ対策は、リモートロック、リモートワイプ、位置情報の把握等が可能となるMDM(Mobile Device Management)機能の導入、ウイルス対策ソフトの導入、インターネットサイトのフィルタリング機能の導入、当該専用端末のみ庁外アクセスシステムに接続可能となる電子証明書による認証機能の導入の他、情報漏えい防止のためoffice系ソフトは導入しておりません。</p> <p>在宅勤務は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、令和2年度から試行実施しています。  実施方法としては、所属長が、勤務公署でなければ行うことができない業務の有無など、業務遂行への支障や県民サービスの低下が招くことがないかを考慮した上で、職員に在宅勤務を命じることとしています。  正職員及び非常勤職員を対象とし、半日又は1日を単位とし、各職員に割り振られている通常の勤務時間を自宅において勤務することとし、時間外勤務は認めていません。  在宅勤務を行う職員は、自宅等での業務開始時及び終了時に電話等により所属長に報告を行い、在宅勤務での業務実績を在宅勤務が終了した翌勤務日に所属長に報告することとなっています。</p> <p>在宅勤務については、令和2年度から新型コロナ感染拡大防止対策として出勤削減を主な目的とし試行実施しています。  課題としては、①インターネット通信などの環境整備、②文書持ちだし等の個人情報の管理、③在宅勤務の日数制限などの実施方法、④在宅勤務中の服務管理などがあり、本格施行に向けてこれらの整理・解決に取り組んでいるところです。</p> <p>ワーキンググループは、必要に応じて開催しており、近年は、新型コロナウイルス感染防止のため書面により実施しております。  なお、翌年度から翌々年度にかけて、調達予定の一括導入パソコンについては、全てのPCでテレワークが行える環境の構築を検討しているところです。</p> <p>在宅テレワークの導入は、働き方改革における取組の一つとして、ワークライフバランスの充実、介護・育児による離職者の抑制等による労働生産性の向上、ひいては県民サービスの充実につなげることを目的に進めることとしています。  導入にあたっては実施方法や服務管理などの課題があることから、本格施行に向けてこれらの整理・解決に取り組んでいるところです。</p>	<p>人事課  情報基盤整備課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p><b>【東盛委員】</b> 女性職員の管理職への登用率について、安易な数値目標値にするべきではないと思う。 配慮して登用していると思うが、タイミング的に自然災害等要因もあるが時間外勤務が増加して職員の疲弊感が改善されないと、せつかくの作業効率化や人材育成等改革に影響があるのではないか。その点も考慮して職場環境整備の再構築を行うべきではないか。</p>	<p>女性活躍推進の基本的な考え方として、職員が、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮して、県行政の場で活躍できるようにすることを目指しています。そのため、女性職員の管理職への登用、人材育成や職域拡大等に積極的に取り組んでいるところであります。 このような取組を、仕事と私生活の両立支援の取組等と併せて実施していくことで、性別に関わらず、様々な個性や能力を持った職員が、それぞれの家庭の事情等とバランスを取りながら業務を遂行していく環境づくりにつながると考えております。</p>	<p>人事課 情報基盤整備課</p>
<p>実施項目15 職員の健康管理の充実・強化(29ページ)</p>		
<p><b>【石田委員】</b> (取組1)成果目標に、セルフケア研修の受講率や理解度、面接対象者の面接又は所属長による健康疲労度確認の実施率がないのは何故か。</p>	<p>成果指標は実施項目の取組の効果が検証できるもののうち、代表的なものを記載しております。</p>	
<p>(取組1)メンタルヘルス・職場環境改善に関する研修の未受講者へのフォロー(理由報告や催促)は行っているか。</p>	<p>研修受講は任意のため、未受講理由の報告を求めておりませんが、庁内イントラネットや文書等において、積極的な受講を呼びかけるなど対応しております。</p>	
<p>(取組2)コロナ対策が「検診・健康管理と事後措置」の取組実績と捉えられているということは、今後継続していくということか。</p>	<p><b>【管財課】</b> 現在、コロナ対策として、本庁舎内で感染者が発生した際に、トイレ等共用部の消毒等を行っているところですが、今後は感染状況を見ながら判断していきたいと考えています。</p>	
<p>(取組3)職員の病気による死亡、離職(退職、休職)数を把握しているか。健診結果における「要医療」判定者で未受診者名は所属長に連携しているか。検診結果の全国平均との比較は行っているか。</p>	<p>沖縄県職員安全衛生管理規程の第52条(事故等報告)に基づき職員の病気による死亡、第33条(療養者の報告)に基づき、休職者数は把握しております。退職については、人事課の担当となります。</p> <p><b>【人事課】</b> 令和3年度知事部局一般会計職員の退職者数は定年退職者72名を含め合計134名となっておりますが、そのうち、病気を理由とした退職者数については把握しておりません。 「要医療」判定後の未受診者については、受診勧奨を行い併せて、各所属長にその旨に通知しています。健診結果の全国比較は行っておりますが、「要医療」の判定基準は医療機関ごとに異なるため、単純に比較できない状況となっております。</p>	<p>職員厚生課 管財課 (※一部人事課)</p>
<p>病院を受診する、日常生活の改善などの行動を起こさせる効果はどちらが高いかなど、集合研修とオンライン研修の効果の比較は行っているか。</p>	<p>厚労省から通知されておりますコロナ禍における「新しい生活様式」の実践例にのっとり、オンライン研修を積極的に活用することとしています。受診勧奨や生活改善については、面談や電話、メールでの保健指導等個別にアプローチを行っております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
実施項目16 教育委員会における働き方改革と職場環境の整備(31ページ)		
<p>【砂川委員】 ハラスメント関連の課題、対策は行われているか。 学校現場では先生から生徒へのハラスメントも潜在的にあるのではないか。プログラムではハラスメント関連は取組事項に入っていないと承知したが、昨年のコザ高校での事案も考えると、研修や相談体制を図ることは急務ではないかと考える。</p>	<p>部活動については、令和3年12月に「部活動等の在り方に関する方針」を改定し、今年度を暴力・暴言・ハラスメントゼロ元年と位置づけ、その根絶に向け、各校の取組方針の策定や研修及び相談体制の充実等に取り組んでいるところです。 この他、新・沖縄21世紀ビジョンの「豊かな心を育む教育の充実」の中で「教職員自らが高い人権意識を持ち教育活動に取り組めます。」と掲げ、その取組の中で校内研修等を通して、教職員の児童生徒の人権に関する意識啓発を徹底することとしています。</p>	<p>教育庁総務課 学校人事課</p>
実施項目17 人事評価・研修等を活用した人財育成(33ページ)		
<p>【名嘉村委員】 成果指標として評価がB以上の割合を示しているが、その趣旨が良く理解できない。B以上の評価の割合を増やしたいという趣旨か？ 研修後の職員アンケート結果は、割合だけではなくて回答数も示す方が分かりやすいと思われる。最近リスクリングにも注目が集まっているので研修の内容(学びたい内容の研修が提供されているか)や実施方法(参加しやすくなる工夫等)についても評価があると良いと思う。</p>	<p>沖縄県の人事評価制度においては、標準の評語を「C」と定めており、職務遂行において概ね能力を発揮した職員には「C」を付与することとなっています。 そのため、「C」評価であれば、沖縄県の求める人材像である「的確に課題を把握し、課題解決のための施策を形成し、それを実施することのできる職員」に概ね到達しているものと認識しておりますが、さらなる職員の能力向上を目指し、より高い「B」評価職員の増加を本成果指標として設定しております。 研修の実施形態はコロナ禍を経験したことから、これまでの集合研修以外にオンライン研修またはその両方のハイブリッド研修で実施しております。また、リスクリングの取組の一つとしてDX研修を実施しております。より分かりやすい研修の評価方法について検討を行います。</p>	
<p>【石田委員】 (取組1)成果指標「能力評価全体評語」において(主事級～班長級:B以上の割合)が3割であることは、「的確に課題を把握し、課題解決のための施策を形成し、それを実施することのできる職員」が全体の3割を占める程度であるということか。部署の平均評点はその組織の業績と見合っているか。</p>	<p>沖縄県の人事評価制度においては、標準の評語を「C」と定めており、職務遂行において概ね能力を発揮した職員には「C」を付与することとなっています。 そのため、「C」評価であれば、沖縄県の求める人材像である「的確に課題を把握し、課題解決のための施策を形成し、それを実施することのできる職員」に概ね到達しているものと認識しておりますが、さらなる職員の能力向上を目指し、より高い「B」評価職員の増加を本成果指標として設定しております。 なお、沖縄県では、職務を遂行するにあたり実際に発揮した能力を評価する「能力評価」と職務を遂行するにあたり実際に挙げた業績を評価する「業績評価」の2種類の評価を実施しております。両評価の結果を比較した場合、各部局ともに大きな結果の乖離は見られず、職員の発揮した能力に応じた業績を挙げているものと認識しております。</p>	<p>人事課 (※一部デジタル 社会推進課)</p>
<p>(取組1)「研修により人事評価制度についての理解が深まったとのアンケート結果」を根拠に人事評価の精度が向上したと判断するのは根拠が薄弱ではないか。</p>	<p>人事評価の公平性、納得性等の精度向上のために、毎年度の評価制度研修において、評価者及び被評価者を対象に制度の概要、評価手法、職員面談の留意点等、演習を交えながら、職員の制度理解を深めております。アンケートでは、人事評価における公平性、納得性について大部分の職員が肯定的評価を下している結果もあり、苦情処理も年々減少してきていることから、制度が適切に運用されているものと認識しており、研修が評価精度の向上に寄与したものと考えております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>(取組1)職員一人ずつにキャリア、人事評価の履歴、弱み強みの自己評価と他社評価、能力、資格、キャリアパスに関する希望等を記載したシートがあるか。本人、考課者、人事課が共有しているか。</p>	<p>毎年の定期人事異動作業に当たって、職員から予め職歴、免許資格、異動希望等を自己申告させており、人事課においてこれらの情報を把握しています。また人事評価結果については、本人、考課者(所属長)及び人事課において、過年度の人事評価結果を確認することがシステムで可能となっております。ただし、考課者においては、過去の人事評価結果が当年度の評価に与える影響を考慮し、評語の閲覧を制限しております。</p>	<p>人事課 (※一部デジタル社会推進課)</p>
<p>(取組2)自治大学校の女性幹部育成コースの研修期間(3週間)は、1部幹部養成コース(10週間)の3分の1だが、満足度や成果はどうか。</p>	<p>女性幹部育成コースは長期間、自宅を離れての研修が困難な女性職員のために設けられた短期研修コースであり、3週間の入校研修の前に約8週間のeラーニング研修により研修時間が確保されております。密度の高い入校研修を受講することで満足度は非常に高いものとなっており、受講後の職員は管理職の業務であるマネジメントを意識して業務に取り組むなどの成果も出ております。</p>	
<p>(取組2)DXや行政手続のオンライン化が行財政プログラムの重点実施項目にもなっているが、専門知識スキルの習得や全体の底上げのための研修は行わないのか。各部署で行っているのか。</p>	<p>【デジタル社会推進課】 これまでに、デジタル社会推進課において、沖縄県DXアドバイザー及びCDO補佐官による全職員を対象とした動画研修等を実施したほか、SNS利活用、データ活用、ローコードツール等、関係部署の職員や希望者を対象とした研修を行っており、全職員へのDX関連知識の定着や専門知識・スキルの習得を図っているところであります。</p>	
<p>(取組2)より実践的な技術・能力の習得のために、1年超3年程度の民間企業や他府県への留学によるOJTの検討は行っているか。</p>	<p>通訳業務に従事する職員については2年間通訳養成校に派遣しております。同様に民間企業や国のノウハウを習得するための人事交流研修(2カ年)も実施しております。</p>	
<p>実施項目18 内部統制機能の強化(35ページ)</p>		
<p>【石田委員】 (取組1)内部統制実施要綱および内部統制実施要領は県HPで開示しているか。</p>	<p>内部統制実施要綱は県HP上で公開しています。内部統制実施要領は各所属におけるリスク識別の手順等を記載した内部的な文書のため、開示はしていません。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>(取組2)成果指標について、アンケートに研修は理解できた、意識ができたと回答するだけでリスク認識やコンプライアンス意識が改善されたと判断するのは過大評価ではないか。</p>	<p>内部統制制度については導入されたばかりの制度であることから、当該成果指標を設定しています。今後は、受講後アンケートに理解度テストを設けるなど、内部統制制度に対する理解度を確保するための方法を検討していきたいと考えております。</p>	
<p>(取組2)少なくとも年に1回全ての職員がリスクマネジメントおよび法令順守に関する研修を受けるべきではないか。(4年間のリスクマネジメント研修、内部統制制度研修の延べ受講率は43.4%(1608/3705))。</p>	<p>現在、次年度以降の研修について自治研修所に実施を要求しており、毎年度、全職員を対象とした研修を実施可能か検討しております。また、新採用研修等の階層別研修に盛り込めないか検討していきます。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目19 職員提案・業務改善運動の実施(37ページ)</p> <p>【名嘉村委員】 評価指標の取組実施率の代わりに取組数を採用する方が良いと思う。実施率だと、提案数が増えると小さくなるので提案するのを遠慮するケースも出てくるのでは。 できれば、未実施の取組はリスト化し優先順位の高いものから進めていくと良いと思う。その際、リストは年度を跨いだものになるので、取組も提案年度と関係なく実施されることになる。 また、コロナ禍という理由でR3年度は取組を中止したとあるが、コロナ禍での業務過多を改善する取組があったのではと推測する。そういう取組も今後のために記録しておく方が良いと思う。実施したが効果は上がらなかった案件も評価できると良いと思う。</p>	<p>コロナ禍でも職員より提案もあり、平成30年度からこの4年間で職員の業務改善に対する意識もあがってきています。一度「実施予定」又は「検討中」と回答した課へ事務局から取組の実施状況を再度確認するなど行っていますが、未だ実現されていないものもあり引き続き関係課と調整する必要があります。取組が「業務プロセス見直し」と重複することから、より実効性のある取組とするため、今後、新たな行財政改革プランの取組として整理していきたいと考えております。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>実施項目20 総務事務の効率化及び集中化(38ページ)</p> <p>【名嘉村委員】 達成度は妥当だと思う。目標値の設定に無理があったのではないか？</p> <p>【石田委員】 成果指標の「各所属における給与支給事務に関する作業時間」とは、各部署を合計した県全体で給与支給に費やしたマンパワーか。</p>	<p>目標値については、総務事務システムの導入により、当時約170あった所属部署の給与担当者が行う給与支給事務に係る作業時間が、合計で年間183時間まで削減されるものと見込み設定しています。 委員ご指摘のとおり、当初の目標値設定には無理があったと認識していますが、総務事務システムを導入することにより各所属の作業時間を大幅に削減することができました。 現在運用開始4年目になりますが、約4,000名の職員が利用するため、システム登録の誤り等は少なからず発生し、各所属では確認、修正作業を行っています。今後も引き続き、各所属の作業時間を縮減するため、システムの利便性向上、チェック機能の強化を図っていきたいと考えております。</p> <p>「各所属における給与支給事務に関する作業時間数」とは、県の知事部局等の給与担当者が行う「時間外勤務手当」の支給事務に要した作業時間を合計したものです。毎年度、各所属に対し調査を実施し、年間の作業時間数を把握しています。 時間外勤務手当の支給事務を対象とした理由としては、総務事務システムが、関連システムへの連携による業務の効率化(給与担当者の中間入力作業等が不要)を図ることを目的の一つとしていたため、システムの導入効果を図る上で多くの部署で支給実績のある時間外勤務手当をその指標としたものです。</p>	<p>人事課</p>



質問等の概要	回答	担当課
実施項目21 業務継続計画の策定等の推進(39ページ)		
<p>【石田委員】  (取組1・2)BCP、非常時優先業務は県民に周知すべきと思われるが、県のHPで公表しているか。策定済みの南部、北部、宮古地区のBCPは開示すべきではないか。本庁はBCPを策定し、訓練を実施しているか。また、各地域(機関)における対応プログラムの準備・訓練の状況を開示すべきではないか。BCP未策定の出先機関及び市町村名を公表してはどうか。BCPにおいて、人命に係る災害、ライフラインの被災、パンデミック等の優先順位は明確になっているか。</p>	<p>BCP、非常時優先業務について、現行は内部資料扱いとして公表は行っていませんが、今後、公表について検討していきたいと考えております。  本庁においてもBCPを策定し、毎年度図上訓練を実施しております。  各地方における図上訓練については令和4年度内に策定予定です。図上訓練の実施状況等に関する開示については検討いたします。  BCP未策定市町村については、消防庁の調査結果が毎年度公表されておりますが、県出先機関については今後、検討したいと存じます。  BCPでは、大規模災害時における非常時優先業務について、「県民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、災害対応を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。」としております。</p>	
<p>(取組1・2)計画通りにBCPを策定、訓練を行った地域におけるコロナ禍対応と比較して、BCPの作成、訓練が遅延した中部地域のコロナ禍対応はどうであったか。これによりBCP策定及び訓練の有効性が評価できるのではないか。</p>	<p>知事公室が策定を促すBCPは、「地震・津波編」となります。  一方、感染症に関するBCPは、保健医療部が策定する「新型インフルエンザ等対策編」となります。  実績総括で示している図上訓練とは、大規模地震・津波を想定した訓練となりますので、コロナ禍における対応については、比較、評価の対象外と考えております。</p>	<p>防災危機管理課  (※一部情報基盤整備課)</p>
<p>(取組1・2)中部地域、八重山地域の責任者は明確になっているか。人事考課に反映されているか。</p>	<p>BCPの策定は、図上訓練の実施により課題等を抽出したのち、BCPの策定につなげるスキームとしておりましたが、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため訓練が実施できないなど、外的要因によるものとなっております。  なお、現在は訓練に先立ちBCPを策定することとしております。</p>	
<p>関連部署が多数に上るなら、BCPの責任者を地域の最高責任者としてトップダウンで推進するべきと思われるが、実態はどうか。</p>	<p>BCPの最高責任者は法的には定められていないと認識しておりますが、一般的にBCPは災害対応を含む業務の継続を定める計画ですので、災害対策本部の最高責任者である知事が担うものと考えております。一方、大規模災害時においては、各地方本部長が主体的に災害対応にあたるのが求められることから、各地方においては各地方本部長がその地域の責任者として、災害対策本部等と連携しながら対応する必要があるものと考えます。</p>	
<p>業務継続計画の策定率の目標値が、行政運営プログラム策定時と異なっているのは何故か。変更手続はどのようにしたのか。</p>	<p>令和4年度沖縄県行政改革プラン(優先的な取組)の目標値と混同しておりました。誤りでしたので修正致します。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>【前田委員】 パンデミックや自然災害だけでなく、地域紛争等の有事に備えたBCPIについて策定されているか伺いたい。</p> <p>有事の際の業務継続に耐えうる、強固な情報、デジタルインフラが整備されているか伺いたい。</p>	<p>武力攻撃事態等に至ったときは、国が武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定めることになり、当該方針に基づき都道府県及び市町村等は国民保護措置等を行うこととなります。 発生する事態は一樣ではないことから、事態に応じて国が定めた方針に基づき対応致します。</p> <p>【情報基盤整備課】 障害発生時には沖縄県ICT部門における業務継続計画に基づき、システム所管課及び保守事業者、関係機関と連携して対応することとしております。 各システムにおいてはシステムの冗長化、バックアップの作成等により、迅速に復旧が可能となるよう構成を行う等、障害に対する備えを行っています。</p>	<p>防災危機管理課 (※一部情報基盤整備課)</p>
<p>実施項目22 県税収入の確保(41ページ)</p>		
<p>【石田委員】 (取組1・2)県税徴収に係る活動が一体で行われているのであれば、個人県民税と自動車税に分けて成果指標を出すべきである。</p> <p>(取組1・2)収入率の改善は0.2%の目標に対し、0.1%の改善であるから達成度は50%とすべきである。未納額の改善は目標322,998(1,804,553-1,481,555)に対し、実績47,707(1,804,553-1,756,846)であるから、改善目標に対する達成率14.8%である。よって、目標を下回ったというべきではないか。</p> <p>「上記の判定理由」に「コロナウイルス感染症の発生という特殊要因を考慮すると、徴収対策の効果もあり、概ね目標通りに推移していると考えられる。」とあるが、目標を下回った特殊要因として記載するのが適切と思われる。</p> <p>(取組1・2)「取組の成果」に「自主納付の推進及び納付手段の拡充により、徴収対策には一定の効果があった」とあるが、収納率の向上以外に効果測定は難しいように思われる。どのような効果を指しているのか。またどこで効果測定しているのか。</p>	<p>新プランにおいては、委員のご指摘のとおり活動が一体で行われていない取組みについては、成果指標を分けるよう検討いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、県税収入率98.8%、県税未済額1,481,555円に届かなかったことは委員のご指摘のとおりでございます。 新型コロナウイルス感染症という特殊要因があったにも関わらず、県税収入率の向上及び県税未済額を圧縮できたということは徴収対策の効果があったものと考え、「ほぼ目標どおり」とさせて頂きました。 評価のあり方については、新プランの総括に向けて検討していきます。</p> <p>評価のあり方については、新プランの総括に向けて検討していきます。</p> <p>自動車税の納期内納付率は、基準年とした平成28年度の84.5%から令和3年度は87.6%と3.1ポイント上昇していることから、「自主納付の推進及び納付手段の拡充により、徴収対策には一定の効果があった」としているところです。</p>	<p>税務課</p>

質問等の概要	回答	担当課
実施項目23 未収金の解消(42ページ)		
<p>【石田委員】  (取組2)沖縄県債権管理条例は、債権放棄、不納欠損処理をするための条例か。R3年度に収入した金額と放棄した金額はそれぞれいくらか。</p>	<p>沖縄県債権管理条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定め、その管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的としております。  また、対象7債権で令和3年度の収入済額合計は5,668,186千円、不納欠損額合計は66,689千円となっております。</p>	財政課
<p>財政効果は、目標と実績の差を記載すべきではないか。  (債権番号1)▲76,931千円 (債権番号2)19,501千円  (債権番号3) 3,165千円 (債権番号4)35,932千円  (債権番号5)389,608千円 (債権番号6)▲47,255千円  (債権番号7) 0千円</p>	<p>第7次沖縄県行財政改革プランでは、「財政効果」として各未収債権に係る収入未済額の前年度比増減額を積み上げて評価しておりましたが、沖縄県行政運営プログラムでは「成果指標」として県民がさらにわかりやすく取組の効果を検証できるよう、年度毎に目標とする収入未済額を設定し、取組を進めてきました。  ご意見のあった件については、目標と実績の差を実績値として記載するよう検討していきたいと考えております。</p>	財政課
<p>(債権番号1)「不納欠損額」は徴収できずに貸倒処理したものと言うことだが、債権放棄か。時効か。両方含むならそれぞれの額はいくらか。「その他」とは何か。</p>	<p>生活保護返還金は公債権であるため、全て時効によるものとなっております。「その他」は過年度分の調定について、履行延期(分割納付)の申請があり、調定を減額した金額となっております。</p>	
<p>(債権番号1)督促しても放置しても5年経てば時効だが、担当課にモチベーションはあるか。</p>	<p>生活保護返還金の債務者は、その大部分が生活困窮者であり回収が困難ではありますが、未収金の主たる発生原因が就労や年金等による収入の申告漏れにより過払いが生じたものとなっていることから、適切な徴収努力を行う必要があると考えています。  債務者の個々の状況に応じて履行延期制度を活用するなど、無理なく返済を継続できるよう検討し、県収入の確保に努めているところです。</p>	保護・援護課
<p>(債権番号1)県だけでなく、市町村にも未収残が多額に存在するということか。もし、市町村の負担金があれば、これも含めて回収しているか。</p>	<p>生活保護業務は福祉事務所が実施主体となっており、当プログラムの未収金は、県の郡部福祉事務所において支給した生活保護費に係るものとなっております。市福祉事務所における未収金は、各市福祉事務所において回収することとなります。</p>	
<p>(債権番号5)回収業務委託は、4年間で計4,740千円とあるが、コストは回収額の何パーセントか。効果は小さいと考えているのか。</p>	<p>債権回収会社に対して貸付金債権管理回収業務を委託しており、委託料は回収額の30パーセントとなっております。  当該業務委託においては弁済の督促・交渉等の回収業務のほか、債務者・連帯保証人の現況調査、時効管理等を実施しており、未収金の解消に重要な役割を果たしていると考えております。</p>	中小企業支援課

質問等の概要	回答	担当課
実施項目24 観光振興を目的とする新税の導入(54ページ)		
<p>【石田委員】 計画が「導入」で、実績が「できなかった」なら「✖」が相当ではないか。</p>	<p>新税の導入に向け、令和元年度に制度設計案をとりまとめたが、新型コロナウイルス感染症の観光への影響を鑑み令和3年度に導入ができなかったこと、今後旅行需要が安定的に回復する傾向が見られた状況において、引き続き導入に向けた取組を進めることから△としています。</p>	観光政策課 関係各課
<p>「観光関連団体から一定の理解を得ることができた」とあるが、その根拠は。観光政策課としてのマイルストーンの何パーセントまで来ていると考えているか。</p>	<p>平成30年度に有識者及び観光関連団体等で構成する「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会」を設置し、導入すべき税目や制度設計等について提言を受けていることから、一定の理解を得ることができたと考えています。しかしながら、観光を取り巻く環境が変化していることから、今後も導入の時期やその取り組みについては観光関連団体等との意見交換を密に行いながら検討を進めていく必要があると考えています。</p>	
<p>【前田委員】 「観光目的税の使い道(導入目的)を何と設定するか」によって、意見は全く異なってくると思う。現在までの検討委員会の議論(提言)では、そこがはっきりと示されていないように思う。目的よりも徴収方法などにフォーカスされているように思う。 新税を導入するならば、税の使い道は観光インフラ整備やプロモーションなどが主ではなく、次なるパンデミックや危機に備えて「主として観光関連企業の経営破綻を防ぐための財源である」とした方が意味がある。</p>	<p>用途については、持続可能な観光地づくり、利便性・満足度の向上、受入体制の充実・強化、県民理解の促進という4つの柱の中で、県と市町村の役割を整理した上で、事業選定の方法や市町村への交付方法等を検討しているところであり、具体的な事業は、今後決定される課税要件と税収見込に応じて、事業実施年度の予算編成時に外部審議機関の意見も踏まえて決定していきたいと考えております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>「主として観光関連企業の経営破綻を防ぐための財源」とした場合、東京都の宿泊税のように100円や200円では到底意味がなく、「観光目的での入域行為」につき最低一人1,000円徴収し、年間1,000万人で100億円規模での財源確保が望ましい。</p> <p>現状では「宿泊税」という形で提言されていることが残念。入域行為に關しての課税を避けた要因が、インバウンドに対する二重徴収的な印象とか消極的な理由によることが尚さら残念である。</p> <p>今回の新型コロナで判ったことは、</p> <p>① 沖縄県の観光関連企業は行動制限を政府にかけられると、鎖国状態に陥り経済の衰退を起し、自力では改善できない。マイクロツーリズムも本土の他府県と異なり効果は限定的である。</p> <p>② コロナによって人々は「無くしてはいけないもの(意味があるもの)に対しては応援する(お金を払う)」ことが判った。 (無くしてはいけないもの＝ホテルをはじめとする沖縄の観光関連企業)</p> <p>今後、同様のパンデミックが起きた時、観光業の売上を相当レベルで補填し、経営破綻を防ぐことが可能なレベルの水準が求められるのではないか。そのための税ならば入域者も理解を示すのではないか。</p> <p>③ 今回クラスのパンデミックにおいて、雇用調整助成金は従業員を救うものであって、会社を救うものではないことを、行政は認識されているだろうか？</p> <p>従業員を救うことはもちろん重要だが、「会社を救う(売上を補填する)」手段を考えておく必要があり、そのための観光目的税を導入するならば有用であると思う。</p>	<p>観光目的税は、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から導入を検討しているところであり、宿泊業をはじめとする観光関連産業への支援策や観光危機管理対策にも活用できる財源のひとつとして検討しているところですが、その具体的な使途については、「受益者負担」の原則のもと、外部審議機関の意見も踏まえて決定したいと考えております。</p> <p>税率については、</p> <p>①平成30年度「観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会」から意見等の提示があった、必要な財政需要額(約50億円)を満たすための税率設定とすること、</p> <p>②総務省の同意要件である「納税義務者に過重な負担」とならないよう、先行自治体における税率設定との均衡を図ること等を</p> <p>勘案の上、2万円未満:200円、2万円以上:500円の制度設計案としています。</p> <p>また、入域税については、税制上、実務上、課題が以下のとおり多いことから、導入することは困難であると考えています。</p> <p>① 外国事業者を特別徴収義務者に指定不可 国内に事業所を有していない外国の航空事業者及び船舶事業者等について、本県の県税条例の効力が及ばないことから、特別徴収義務者として指定できない。</p> <p>② 上記①と関連して、徴税コストが高額になる。 空港や港の施設内に徴税のためのゲート等を設置し、税務職員を配置した上で徴収する体制を構築する必要があり、徴税コストが高額となる。 また、現行の出入国手続きに加えて、更に徴税手続きが加わることにより、待機時間が増加し、観光の時間が割かれ、沖縄観光のイメージダウンに繋がる恐れがある。</p>	<p>観光政策課 関係各課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目25 県単補助金の見直し(55ページ)</p> <p>【石田委員】 目標に対して4年間で714百万円102%の超過であり、目標を大幅に上回ったが相当だと考えるが、過去の改革プランにおける実績値に比してかなり小さい。目標の設定に問題はなかったか。(H26～H28実績は3年間で1,642百万円)</p> <p>【川越委員】 数値的には目標を大きく上回っており、良いと思うが、R3だけでも、或いは特徴的なものだけでも構わないので、廃止・縮小の内容を知りたい。</p>	<p>第7次沖縄県行財政改革プラン(前プラン:H26～H29)では、財政効果として、前年度までに終了等した事業の予算額を毎年度累積して示していましたが、行政運営プログラムでは、目標値として、前年度に終了等した事業の予算額を単年度に限り示すこととしたことが、過去の改革プランにおける実績値との差になっているものと考えております。</p> <p>なお、行政運営プログラムにおける目標値を、前プランと同様の方法で算出すると、その額は1,842百万円となります。</p> <p>R3年度当初予算編成過程において、廃止、縮小した補助金等の主なもの(10,000千円以上)は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産取得費補助金(用地取得費補助金)△76,000千円</li> <li>・沖縄県教職員互助会事業負担金 △22,905千円</li> <li>・沖縄クラウドネットワーク利用促進事業補助金 △15,000千円</li> <li>・沖縄県住宅リフォーム市町村助成支援事業補助金 △15,000千円</li> <li>・沖縄県民間建築物耐震診断・改修等事業費補助金 △12,641千円</li> <li>・肉用牛肥育素牛導入支援事業補助金 △10,000千円</li> </ul>	<p>財政課</p>
<p>実施項目26 県有財産の総合的な利活用の推進(56ページ)</p> <p>【石田委員】 103施設全てが有効利用されており現状変更不可ということだが、最初の選定が適切だったのか。</p>	<p>県では、公共施設マネジメントの観点から、各施設(公営企業及び既に利活用計画等を策定している施設を除く。)について、構造などの建物性能のみならず、スペース利用度なども含めた施設アセスメント(評価)を実施し、その結果、現時点において集約化等が必要な施設はないと判断しています。</p> <p>一方、当該評価の結果、建替、改修、利活用検討等が必要と判断した施設もあり、引き続き関係部局と調整を図りながら、施設のあり方を検討していきたいと考えております。</p>	<p>管財課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目27 県立病院の経営安定化(59ページ)</p> <p>【石田委員】 (取組1)H30～R2までの実績をみると収支が改善しているにも拘らず2021年の目標は赤字である。目標設定は適切であったか。</p> <p>【稲田委員】 県立病院が今後も地域において、必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、経常収支の黒字を維持すると共に、医療を提供する人員体制の整備と人材の安定確保、くわえて、施設や医療機器等の設備投資が不可欠であると考えます。 ついては、ここ10年間の年度毎の「必要経費の増減」や「設備投資(特に大型)の状況」、「繰入金増減の推移」について、ご教示頂きたい。</p> <p>県立病院の役割である救急医療の制限が頻回にみられた。その点の評価について伺いたい。</p>	<p>目標を設定(改定)した平成30年度は、前年度(平成29年度)決算が27億5,000万円の経常赤字となっており、平成23年度から毎年経常収支が悪化していた状況であったことから、目標設定は適切であったと認識しております。</p> <p>平成23年度から令和2年度までの病院事業会計決算における①医業費用、②建設改良費、③一般会計からの繰入金、については別添のとおりとなっており、①医業費用及び③一般会計からの繰入金については増加傾向、②建設改良費については新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度までは概ね増加傾向、と認識しております。</p> <p>県立病院においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、コロナ陽性や濃厚接触者となって勤務できない職員、特に看護師の休業者が増加し、また、救急室を受診する患者が増加したため、医療提供体制が十分整わない状況になったことから、やむを得ず、救急や一般診療の制限を行ったところであります。 県立病院において救急を制限する場合は、一次救急や発熱等の軽症患者など最小限の範囲で行っており、救急医療の提供に大きな影響がないよう努めております。</p>	<p>病院事業経営課</p> <p>病院事業総務課</p>
<p>実施項目29 使用料及び手数料の見直し(63ページ)</p> <p>【石田委員】 (取組1)見直し作業件数は、目安2000～6000件に対し4963件の82.7%であるから、概ね目標達成と評価するのはよいが、「適正な使用料及び手数料の見直しが実施できた」と評価する根拠が明確でない。公表や条例改正は必要な見直しが行われたことの根拠にはならない。目標は見直しの件数とすべきではなかったか。年間500～1500件は目標としては幅がありすぎる。</p>	<p>見直し作業については、受益者負担の原則及び負担公平性の観点から、原則3年ごとに行っています。 見直しを行うことで、原価の上昇や類似施設との均衡などが反映された適正な使用料・手数料を設定することとなり、3年ごとに対象となる見直し件数のうち、実際に見直した件数で算出される実施率を成果指標として設定することが適当であると考えております。</p>	<p>財政課</p>

○議題2関係 (新沖縄県行政運営プログラム(仮称)【素案】の検討について)		
質問等の概要	回答	担当課
「Ⅰ 新たな行政運営の方向性」～「Ⅲ 具体的な取組内容」		
<p>【山中委員】 15ページの9～14行目の文章は、非常に長く、何を伝えたいのかわからない。無理にまとめなくてもよいのではないか。主語と述語を明確にし、県民向けの平易な文章にしてほしい。</p>	記載箇所につきましては、ご指摘いただいたように読みにくい文章となっておりますので、分かりやすい表現となるよう検討いたします。	行政管理課
<p>【名嘉村委員】 新沖縄県行政運営プログラムが動き出した後に実施項目等の追加や修正ができるような仕組みがあるとよい。変動の激しい時代に柔軟に対応するためには必要なものだと思う。</p> <p>【石田委員】 各実施項目の指標は、4年間の固定の指標ではなく、毎年実績を見て変えていくべき。</p>	実施項目等につきましては、計画が終了する令和8年度まで目標値を設定し、計画的に取組を進めてまいります。委員ご指摘のとおり、社会情勢の変化等に伴い、対応する項目に変化が生じる場合や、実績と目標値に乖離が生じる可能性があることを踏まえ、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)におきましては、新たな課題や優先して取り組む事項が生じた場合など、柔軟に取組や目標値を追加・修正できることとし、効果的な取組となるよう努めてまいります。	
実施項目1 情報の伝わり方を重視した広報の確立(17ページ)		
<p>【山中委員】 「SNSの開設数」、「SNS投稿」を活動指標とし、「ソーシャルメディアの登録件数」を成果指標としているが、それぞれ具体的に何を指すのか(広報課が取り組むのか、全庁の各課が取り組むのか、何をカウントするのか)。</p>	「SNSの開設数」は全庁的なSNSの開設数、「SNS投稿」は、広報課において投稿したSNS投稿件数でございます。SNSを活用した広報活動に積極的に取り組み、効果的な県政情報発信を実施したことの成果として「ソーシャルメディアの登録件数」が伸びているものと考えております。	広報課



質問等の概要	回答	担当課
<p>「沖縄県行政運営プログラム」では、Twitterの投稿に取り組む旨が明示されているが、今回は「SNS」の表現に変更されている。どのようなSNSのツールを対象とするのか、示してほしい。ちなみに、若者(大学生)は日常的に特定のSNSを好んで使用している様子が見えてくる。</p>	<p>「沖縄県行政運営プログラム」計画策定当時、SNSを活用し広報を実施している所属も少なく、広報課でもTwitterのみの活用であったためTwitterに限定し活動指標を定めていました。しかし、令和3年度末時点で、31の所属でtwitterだけでなく、Facebook、Instagram、LINE等のSNSが活用されているため、SNSとの表現に変更いたしました。</p>	
<p><b>【石田委員】</b>  (取組1) R6以降活動指標に「各課への助言・指導」とあるが、ホームページの表示に関する共通ルールは広報課が定めていないのか。それぞれの所管課ホームページで、データの並び方が昇順(直近の年度から古い年度へ)であったり、降順(古い年度から新しい年度へ)であったりバラバラである。</p>	<p>広報課ではホームページ表示に関する共通ルール「沖縄県公式ホームページ運用ガイドライン」を定め、沖縄県の魅力や取り組みを分かりやすく伝えるホームページを目指し運営しているところです。次年度(令和5年度)の改修時にも「運用ガイドライン」を定めた上で、各課に対し、定期的に管理ページの情報更新を促したり、リンク切れや誤りの確認、お問合せ先の正確な表示など、適正なホームページの管理について助言・指導を行っていくこととしています。</p>	
<p>(取組2) 「広報課SNS投稿(300件/年以上)」とあるが、SNSは何種類を予定しているか。種類毎に1日に何本出すかという単位で考えるべき。</p>	<p>広報課で、運用している県公式Twitter及びLINEの2種類を予定しています。活動指標の投稿件数について、発信する県政情報は年度を通して平均ではなく、各課の事業実施時期が盛んになる年度途中に増加する傾向があります。そのため年間の件数を活動指標とさせていただきます。</p>	<p>広報課</p>
<p>(取組2) ソーシャルメディアの登録件数(各課報告数の合計)385,382件(R3実績値)とあるが、R3では各課がこれだけSNSに投稿したのか？それともフォロワー数か？</p>	<p>ソーシャルメディア登録件数は、令和3年度末のフォロワー数です。</p>	
<p><b>【前田委員】</b>  石垣市の公式LINEは、市の情報が定期的に送られてきたり、また、道路等のインフラの損傷等についても、そのまま問い合わせが出来るなど、非常に便利との評判を聞いている。県でも、コロナだけでなく、石垣市のように広く対応したLINEを検討して頂けないか？</p>	<p>沖縄県の公式LINEは、現在新型コロナウイルス関連情報、防災情報及び観光情報にもアクセスできるよう設定しているところですが、委員ご提案の他事業との連携の可能性についても検討して参ります。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目2 オープンデータ利活用に向けたデータの充実(18ページ)</p> <p>【平良委員】  沖縄県の持っている様々な事業の調査データの活用をぜひ進めていただきたい。  効果としては今後も行政当局だけでは実行しにくい公益分野とに官民協働で取り組むプラットフォームになりと確信しており、是非オープンデータの官民での活用推進を進めてほしいと考えている。  新聞紙上でも取り上げられたように、沖縄県におけるデータのオープン化に関しては、全都道府県中最下位との調査データが示されている。これをきっかけに是非巻き返してほしい。ロードマップをあらためて確認したい。</p>	<p>県が保有するデータに関し、まずは統計データを機械判読性の高い形で公開していくことを中心に取り組みを進める予定ですが、各種調査データの活用についても、その必要性は認識しているところであり、このようなデータの公開の取組についても今後の展開として検討していきたいと考えております。</p> <p>また、ご質問にある県内市町村におけるデータ公開については、今年度において、オープンデータの公開に必要な利用規約や運用要領のひな型及びオープンデータの作成、公開に係る手順書の提供等により、県内市町村におけるオープンデータの取組支援を行うことにより、取組率の向上につなげてまいります。</p> <p>来年度以降は、今年度作成する手順書等を活用した、公開データの質や量の向上を図る市町村を引き続き支援するとともに、デジタル庁が策定する自治体標準データセットを中心とした、県が保有するデータのオープン化に取り組んでまいります。</p>	<p>デジタル社会推進課</p>
<p>実施項目4 電子申請手続の拡充(20ページ)</p> <p>【石田委員】  「取組1 手続の電子申請化」と「取組2 電子申請システムの再構築等」の違いは何か？</p> <p>新電子申請システムがリリースされると取組1で運用してきた手続も新電子申請システム上で運用するのか。それとも新旧のシステムが併存するのか。</p> <p>(取組1) 成果指標で、沖縄県電子申請サービス掲載実績率(全庁調査で判明した電子申請化可能な手続のうちの電子申請サービスへの掲載割合)とある。一度電子化できないと担当課で判断した手続きについても手続内容を一部変えることでオンライン化できないか検討を行えるようにするため、全庁調査は継続して行うべきである。</p>	<p>取組1については、現状紙で行うなどオンライン化されていない行政手続を、電子申請サービス上に掲載する取組が主でございます。</p> <p>取組2については、現在の電子申請システムの機能追加(電子収納など)に関することや、次期システム契約時に現在使用しているシステムの事業者を変更するかどうかなど主にシステムの契約や機能の見直しに関する取組となっております。</p> <p>新電子申請システムがリリースされましたら、現在のシステムで運用してきた手続は全て新電子申請システム上で運用されます。</p> <p>次期契約時に現在のシステムと同じ事業者と契約する場合は、機能追加などを行ってもシステムの移行はございません。現在のシステムと違う事業者と契約する場合は、新システムへ現在のシステムで運用している全ての手続を移行することになります。</p> <p>どちらになったとしても、常に一つのシステムのみ運用することになり、システムの並存は行いません。</p> <p>手続内容を変えることでオンライン化できないかの検討は、全庁調査後も当課から所管課に働きかけを行う考えですが、全庁調査の頻度については別途検討させていただきます。</p> <p>ただし、全庁調査を毎年行なうとなれば、調査に関する各課の業務負担も増えることが予想されますので、まずは令和4年度の調査結果をもとに手続オンライン化を進めていく予定です。</p>	<p>情報基盤整備課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>利用頻度の低い手続については、専用画面を開発せず、汎用画面での受付など一部手続のオンライン化を進める等バランスを考えているか。</p>	<p>専用画面を開発するかは所管課の要望もありますが、特に依頼がない場合は基本的に汎用画面に申請項目を設定することで手続を作成することとしています。 利用頻度が低い手続に手間をかけるべきでないという意味でご指摘いただいていると思いますので、その点は意識してオンライン化を進めてまいります。</p>	<p>情報基盤整備課</p>
<p>実施項目6 多様な働き方に対応した職場環境基盤整備(23ページ)</p> <p>【赤嶺委員】 県庁内DX(庁内Wi-Fiなど)の状況はどうなっているか。</p>	<p>【情報基盤整備課】 庁内Wi-Fiは新沖縄県行政運営プログラム(仮称)における具体的な取組や成果指標を目標に、関係機関の調整及び効果検証を行い、その結果を踏まえ会議室、執務室と順次整備していく予定です。 【管財課】 なお、本庁舎では無料公衆無線LANである「Be.okinawa」が、県民ホール及び14階展望室で利用可能となっております。</p>	<p>情報基盤整備課 管財課</p>
<p>実施項目8 業務プロセスの見直し(26ページ)</p> <p>【石田委員】 (取組2) BPMNを活用した業務プロセスの見直しが掲げられているが、担当課である行政管理課ではBPMN、BPMSは習得されたか？ 実施にあたっては、全プロセス中の何本について業務フローを作成しているのか進捗度が分かるようにすべき。</p>	<p>BPMNについては、様式等の作成のために情報収集をしているところであり、年度末までに実施要領を策定予定です。 また、非定型化業務については業務フロー図を作成することが難しいこと、事業の廃止・新規立ち上げ等によりプロセス数が毎年度変動するため、その数を把握する調査によって業務負担が生じると考えていることから、全プロセス数を把握することは考えておりません。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>実施項目10 観光振興を目的とする新税の導入(28ページ)</p> <p>【前田委員】 関係団体等との意見交換会や協議会で、ぜひ改めて議論して頂きたいことは「観光目的税の使い道(導入目的)を何と設定するか」についてである。 観光インフラ整備やプロモーションが主でなく、次なるパンデミックや危機に備えて「主として観光関連企業の経営破綻を防ぐための財源」とすることも議論して頂きたい。</p>	<p>観光目的税は、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から導入を検討しているところであり、宿泊業をはじめとする観光関連産業への支援策や観光危機管理対策にも活用できる財源のひとつとして検討しているところですが、その具体的な使途については、「受益者負担」の原則のもと、外部審議機関の意見も踏まえて決定していきたいと考えております。</p>	<p>観光政策課 税務課</p>

質問等の概要	回答	担当課
実施項目11-2 歳入金の適切な管理(財産の有効活用)(35ページ)		
<p>【石田委員】          県有施設等資産の適切な活用を行い、財政負担を軽減するためにも県有施設・資産の一覧表を作成し、その稼働率を開示することが必要ではないか。</p>	<p>固定資産については、各勘定科目の年度末残高等を公表しております。          なお、固定資産台帳は、資産の取得価格など資産に係る情報を保有しておりますが、施設の稼働率は含まれておりません。</p>	管財課
<p>また、取組効果を明らかにするため、低稼働施設・資産、有休施設・資産の売却等活用の状況も開示することが必要ではないか。</p>	<p>未利用の県有地については、毎年度各部局の実態調査を行っており、行政目的が終了した未利用財産の売却を進めております。一覧の公表については、庁内や所在市町村での利活用が見込まれるなど状況の変化が予想されることから、実施しておりません。          利活用計画等のない県有地については、売却条件が整ったものは一般競争入札により売却をしており、その結果を毎年ホームページで公表しております。</p>	
実施項目11-3 歳入金の適切な管理(使用料及び手数料の見直し)(36ページ)		
<p>【石田委員】          (取組1) 定期的(3年ごと)な見直し実施率100%とあるが、全ての使用料及び手数料は3年に1回見直されるのか？</p>	<p>見直しの対象となる使用料及び手数料とは、「前回の見直しから3年以上が経過したもの」や「3年未満であるが、当該行政サービスに係る状況の変化等により見直しを行う必要があったもの」となります。          なお、令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、定期的な見直しは見送ったところです。</p>	財政課
<p>R2の実績で1626件中改訂は4件のみで殆ど(99.75%)現状維持であった。          現状維持の理由で「九州各県と比較して同額の料金設定若しくは大きな乖離がないため」というのは九州各県と競合状態にない場合、合理的な理由であろうか。          料金見直し基準の見直しも必要なのではないか。</p>	<p>見直しの額の設定については、サービス提供経費をまかなう料金と現行料金の1.5倍の料金のいずれか低い額(基本改定額)に改定することを基本としています。          一方で、公園施設や社会教育施設等、公共の福祉の推進が主目的である施設等については、県内や九州各県の類似する施設や設備等と比較するなどして均衡を図った上で料金設定を行っているところです。</p>	
<p>平常時であれば常に100%になる見直しの実施率はこの施策の成果指標として適切か。          現状維持となった料金についてはコストとの比較を開示していないが、コストと料金収入の比を開示すべきではないか。</p>	<p>成果指標を見直し作業実施率(実施件数/実施対象件数)としているのは、3年度ごとに見直しの対象となる件数のうち、見直し対象すべてについて作業を行うことを目標としているためです。          このため、見直し対象のうち、見直し作業を実施できなかったものがあれば、実施率は常に100%とはならないと考えております。          見直し結果は、県ホームページにて公表しており、見直し内容についての個別問い合わせができるよう、各所管課の連絡先をあわせて公表しているところです。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目12 総合的な公債管理の推進(37ページ)</p> <p>【石田委員】 成果指標において、県民一人当たり県債残高、実質公債比率、将来負担比率がいずれも基準値から4年間の目標値が同一である。減らす方針や見込みはないということか。</p> <p>基準値がR3の実績値よりも大きいのは何故か？</p>	<p>成果指標の各指標については、全国と比較して良好な水準にあることから、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)においても引き続き、この良好な水準を維持することを目標としているところです。</p> <p>このため、令和5年度から令和8年度までの目標値を同一としているところです。</p> <p>なお、基準値は、平成29年度から令和3年度までの過去5年間における最大値としております。</p> <p>これまで、累次にわたる行財政改革の取組などにより、財政健全化判断比率を良好な水準に維持してきたところです。</p> <p>一方で、公共施設等の長寿命化事業や老朽化施設の更新事業などは、今後、事業量の増加が見込まれていることから、基準値は、令和3年度の実績値ではなく、平成29年度から令和3年度までの5年間における最大値としております。</p> <p>なお、様式中、基準値欄に記載のある(R3又はR4)については、削除いたします。</p>	<p>財政課</p>
<p>実施項目15 特別会計事業の適正な運営(40ページ)</p> <p>【石田委員】 成果指標が実質黒字となっているが、施策は「経営戦略」または「中期見通し」の公表である。それらの実施状況、達成状況を成果指標とすべきではないのか。</p>	<p>「経営戦略」又は「中期見通し」の策定・公表は、取組実績であり、当該策定・公表の結果、計画的かつ合理的な経営が行われ、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等に努めることで、将来にわたって安定的に事業を継続していることを示す指標としては、「実質収支が黒字の特別会計の比率」が適当であると考えております。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>実施項目16 県立病院の経営強化(43ページ)</p> <p>【石田委員】 具体的な取組の脚注に「※1収益の確保における活動指標が令和5年度に減少する理由:令和4年度は新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴う診療報酬加算の増、高額薬品使用量の増等に起因する診療単価の上昇が見られるが、令和5年度以降はこれら特殊要因のはく落を見込んでいるため。」との記載がある。成果指標の基準値(R3実績値)と年度ごとの目標値に著しい差が認められるのはそのためか？特別に考慮した事情があるのなら記載すべきではないか。</p>	<p>成果指標(「経常収支」「修正医業収支比率」)の基準値(R3実績)とR5年度以降の目標値に大きな乖離がある理由は、収益の確保における活動指標(入院及び外来単価)がR5年度に減少する理由と同様に、新型コロナウイルス感染症対応に係る病床確保補助金等の特殊要因のはく落、一般病床稼働率の向上等を見込んでいるためです。</p>	<p>病院事業経営課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目19 組織の見直し及び定員の適正な管理(46ページ)</p> <p>【山中委員】 どのような考え方で「R4定員」を基準値としたのか。</p> <p>仮に、過年度の計画と同じ考え方で設定した場合、41ページに記載のある「定年引上げの影響」は加味したのか。過去の計画を策定した当時とは異なり、同じ職員であっても1日当たりの勤務時間が異なる者が多く混在することになると認識している。このとき、単純に職員定数を基準値とすることは、ふさわしくないと考える。また、短時間勤務の職員が増えたときに、基準値に沿って定員を増やさずに、若手職員が代替することを想定しているのであれば、5ページに記載された「ディーセントワーク」は実現しないのではないのか。</p> <p>54ページには、「感染症対策に携わる関係各課の意見を踏まえて、対策に必要な業務・人数等を検討します」とされており、このような考え方が同じ計画の中で示される中で、R4定数を基準値としても各課の業務に支障はないのか。また、仮にこれらが、41ページの「臨時的に発生する業務については柔軟に対応します」の中に含まれているのであれば、そもそも基準値を設定する意義は乏しいのではないのか。</p> <p>全国都道府県では、コロナ禍による職員の人手不足が深刻化し、その一方で、職員採用試験の応募者数も減少している。これらの背景から、現行の行政運営プログラムでは、「定数管理」の記載そのものを消滅させた県が多いだけでなく、その論調も大きくトーンダウンさせている。知る限り、具体的な数値目標を挙げる県は3府県(大阪、奈良、島根)のみ(この3県はいずれも「現状の職員数を超えない」とし、上限を明記。)。一方で、増員を掲げた県(埼玉、高知)も出ている。あらためて、基準値の必要性を検討してほしい。</p> <p>【参考】その他の県では定員管理について、以下の表現が主流。 ・石川、香川「適切な定員管理に取り組む」 ・広島「4,200人を念頭に置く」 ・福島、福井、岐阜、兵庫、和歌山「現行の職員数を基本とした上で・・・」 ・滋賀「業務量に応じた職員数を確保する」</p>	<p>これまで、定員の管理については、現状維持を原則として行っており、次期プログラムにおいても、R4年度の定員を基準として管理を行うことを想定しているところです。</p> <p>定員には、短時間勤務職員は含まれず、現在も再任用短時間勤務職員が一定程度配置されていることから、定年の引き上げに伴う短時間勤務職員の増による定員への大きな影響はないと考えています。</p> <p>また、委員のご意見のとおり、行政を取り巻く環境は変化しており、他県においてもかつてほど厳格な定員管理計画は立てられていませんが、他県と比較して、本県の財政基盤は脆弱であり、定員の増は財政に与える影響も大きいことから、今後も一定の基準を設けて定員管理を行う必要があると考えています。</p> <p>適正な管理を行いつつ、突発的な対応や臨時的に発生する業務に対しては、柔軟に対応する必要があると考えているところです。</p> <p>なお、定年引き上げによる影響については、対象者がどの程度制度を活用するかなど、現時点で予測が困難なことから、影響が見込めた際に、目標値を修正するなど対応したいと考えています。</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p style="text-align: center;">行政管理課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>【石田委員】 「項目番号17 PPP/PFIの推進」による人員削減が織り込まれるものと期待する。</p>	<p>既存の県営施設においては、一部の施設を除き、すでに指定管理者制度が導入されており、PPP/PFIの推進による人員への影響は少ないと考えています。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>実施項目21 働き方改革・女性活躍促進と研修等を活用した人材育成(52ページ)</p>		
<p>【東盛委員】 本文(P15の16行目)に「働き方宣言書」による時間外勤務の縮減等の推進とあるが、「働き方宣言書」の内容について教えてほしい。 また、この「働き方宣言書」は各部・課に掲示等しているのか。</p>	<p>「働き方宣言書」は、職員の年次有給休暇や夏季休暇の積極的かつ計画的取得促進や時間外勤務の縮減を図ることを目的として、年度当初に職員一人ひとりが年休取得や時間外勤務の計画作成をし、所属長が達成状況の管理を行う取組です。 このため、各部・課において掲示等は行っていません。</p>	<p>人事課</p>
<p>「働き方宣言書」がこの実施項目の検討・活動指標等にどう活かされていくのか聞きたい。</p>	<p>「働き方宣言書」の作成により、年休取得促進、時間外勤務の縮減など、仕事と私生活を両立できる職場環境が整備されることで、職員の意識や公務能率の向上につながり、県民への行政サービスの向上につながると考えております。</p>	
<p>実施項目22 職員の健康確保(54ページ)</p>		
<p>【石田委員】 成果指標「面接対象者が健康状態の確認※3を受けている割合」が毎年1%ずつの上昇を目標としているが、改善はかなり難しいということか？改善が遅いことについて法的な問題はないか？</p>	<p>労働安全衛生法では、医師による面接は「面接を申し出る(希望する)者」が対象となっております。 面接を申し出ない(希望しない)職員に対する法的な措置等は規定されておきませんが、知事部局においては、「過重労働による健康障害防止対策要領」を定めており、面接を申し出ない(希望しない)理由を確認するとともに、所属長による疲労度確認を行うこととしております。 面接対象者が増加した中でも、希望する職員に対する面接をほぼ実施しておりますが、所属長による疲労度確認は感染症対策等に係る業務負担により困難な状況が続いておりました。そのため、確実な実施として、1%増を目標としております。</p>	<p>職員厚生課</p>
<p>【東盛委員】 本文や実施項目21で言及している「働き方宣言書」が、この実施項目の検討・活動指標等にどう活かされていくのか聞きたい。</p>	<p>「働き方宣言書」により、仕事と私生活の両立や時間外勤務の縮減などに取り組むことで、メンタルヘルス対策や過重労働対策など、職員の健康確保に対する意識の向上にも繋がると考えます。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
実施項目23 教育委員会における働き方改革・女性活躍推進と職場環境の整備(55ページ)		
<p>【東盛委員】 本文や実施項目21で言及している「働き方宣言書」が、この実施項目の検討・活動指標等にどう活かされていくのか聞きたい。</p>	<p>教育委員会においては、特定事業主行動計画に基づき、ノー残業デー実施などの取組を行い、時間外勤務の縮減に努めます(「働き方宣言書」は知事部局のみの取組となっております)。</p>	<p>教育庁総務課 学校人事課</p>
実施項目24 内部統制機能の強化(57ページ)		
<p>【石田委員】 (取組1)「各部等におけるリスクの識別及び対策の整備・実施、内部統制評価等の実施(評価報告書の作成、議会提出・県民への公表)」とある。R4から取組を始めてR7に内部統制評価等の実施ということか。評価報告書を県民への公表するのはいつか?</p>	<p>令和2年の制度開始時から、内部統制の取組及び評価報告書の作成と県民への公表は毎年度実施しています。 具体的な内部統制の取組としては、知事部局・出納事務局・労働委員会の各所属において、年度初めに事務を遂行する過程で起こりうるリスクを識別し、適切な対応策を整備します。また、整備した対応策に基づいて事務を執行し、年度末(評価基準日)に自己評価を行います。 行政管理課内に設置され、内部統制の整備及び運用状況についての独立的評価を行う内部統制評価部局においては、4月から7月にかけて、前年度分の各部等の自己評価や全庁的な評価を取りまとめ、報告書を作成します。報告書は監査委員の審査を経て、その意見を付した上で9月に議会へ提出しております。評価報告書は県ホームページ上でも概ね同時期に公開しております。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>取組1における「他任命権者」とは何か。</p>	<p>教育委員会等、知事の権限に属していない任命権者の組織を指します。 地方自治法は、内部統制として、知事の権限に属する事務についての「方針の策定」及び「報告書作成」を行うことを規定しているため、教育委員会等の事務については内部統制の直接の対象とはしていません。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>成果指標1の「内部統制評価における重大な不備の低減」は毎年3件～2件(例えば現在20件あるものを毎年3～2件程度)減らして(解消して)いくということか。 どの水準に対してどれくらい改善していくのか分からない。</p>	<p>内部統制の「重大な不備」とは、内部統制の不備のうち、『事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていない』ことにより『組織、県民等に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いもの若しくは生じさせたもの』が該当します。 令和3年度の評価では重大な不備が4件であったため、令和5・6年度は基準値から1件減らし、令和7年度以降はさらに1件減らすことを目標としております。</p>	<p>行政管理課</p>



質問等の概要	回答	担当課
実施項目25-1 業務継続計画の整備(業務継続計画の策定等の推進(災害BCP))(58ページ)		
<p>【前田委員】 BCPはパンデミックや大規模自然災害だけでなく、地域紛争等の有事や、あるいはグレーゾーン時における計画も策定し、訓練の実施をお願いしたい。</p>	<p>武力攻撃事態等に至ったときは、国が武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定めることになり、当該方針に基づき都道府県及び市町村等は国民保護措置等を行うこととなります。 発生する事態は一樣ではないことから、事態に応じて国が定めた方針に基づき対応致します。</p>	防災危機管理課
<p>その他</p> <p>【赤嶺委員】 行政手続など、オンライン化がかなりのスピードで進んでいるようだが、コロナ禍の影響か。 また、オンライン化に当たっては、県職員だけで対応しているのか。外部業者等との連携等もあるのか。</p>	<p>【デジタル社会推進課】 国は、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、行政のデジタル化の遅れが明らかになったとして、デジタル庁の創設など、デジタル化・DXの推進に向けた取組を加速させています。その取組の一つとして、自治体における行政手続のオンライン化も推進されていることから、コロナ禍の影響はあるものと考えております。</p> <p>本県では、オンライン化を始めとするICT/DX関連施策の推進に向けて、外部の専門的な知識経験を取り入れるため、外部デジタル人材をCDO補佐官に任用した他、複数名の外部デジタル人材をアドバイザーに任命するなど、各部局のDX関連施策の推進をサポートする体制を、令和3年度から令和4年度にかけて整備しました。現在、サポート体制のもと、各部局に対し、専門的な知識経験からアドバイス等を行い、関連施策の効果的な推進を図っているところです。</p> <p>【情報基盤整備課】 行政手続のオンライン化については、コロナ禍の影響もございます。 令和3年度については、沖縄県電子申請サービスを利用した県民向け手続の申請件数のうち、約45%がコロナ関係の手続となっている状況でございます。 新規にオンライン化したものとしては、令和元年度に56件の手続をオンライン化しておりますが、コロナ後の令和2年には90件、令和3年には84件と増加しております。 なお、本県の行政手続オンライン化については、電子申請サービスを利用するものは全て職員で対応しております。</p>	<p>デジタル 社会推進課</p> <p>情報基盤整備課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>【平良委員】 各都道府県ならびに基礎自治体では、SDGsの目標達成のため地域で活躍するNPOと協議しながら協働をすすめていると承知している。県庁各課の協働パートナーとしてのNPO組織との協働がどれくらい進んでいるかを確認したい。この取組がわかるものがあれば教えてほしい。(特にNPOの法人格等は問わない)</p>	<p>毎年度実施している「NPO等との協働実績調査」において、令和3年度の県庁内におけるNPO組織との協働事業数は473件となっている。過去10年間の年度別推移をみると、平成23年度(71件)から令和元年度(468件)までは右肩上がり推移していたが、令和2年度には398件と初の減少となりました。 しかしながら、令和3年度には再び増加に転じており、沖縄県庁においてNPO組織との協働は、事業推進の手法として活用されており増加傾向にあります。</p>	<p>消費・くらし安全課</p>

## 議題1 実施項目27 回答添付資料

沖縄県病院事業会計決算における直近10年間の必要経費等の状況

(単位：百万円)

年度	①医業費用	②建設改良費	③一般会計繰入金
H23	44,672	3,452	8,433
H24	44,594	7,881	5,910
H25	46,339	1,869	5,699
H26	49,566	1,970	5,687
H27	51,607	2,233	5,660
H28	52,389	4,583	5,900
H29	54,720	4,830	6,449
H30	54,844	7,769	7,377
R1	56,856	5,192	7,965
R2	58,518	2,798	7,824

○議題2関係

(追加質問:新沖縄県行政運営プログラム(仮称)【素案】の検討について)

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目2 オープンデータ利活用に向けたデータの充実(18ページ)</p>		
<p>【石田委員】                      (1) 方針1-1の下、IT化を進めるにあたっては全体を把握し、全体最適を目指してロードマップを描き、そこに向けて庁内の活動をまとめ推進していくことが重要で、開発の効率だけではなく、運用コストの効率、セキュリティコスト、各種施策や業務のオンライン化の調整について考える必要がある。                      また、県の申請手続のオンライン化と市町村への業務移管、市町村での手続きのオンライン化、どこまで県が行うべき業務かの整理が必要である。これらがバラバラに行われると非効率であり、将来のシステム連繋を阻害する恐れもある。                      よって、IT化を進めるためにはシステムと業務、施策を見ることのできる人材、全体を調整して進めていける権限が不可欠であるが、県にもCIO(情報システム最高責任者)の配置、そしてそれを支える部署はあるか。                      (関連する実施項目1,2,3,4,5,6,7,8,16,17,18,19,21,23,24,25-1,25-2)</p>	<p>本県のDX関連施策を全庁的な体制により推進することを目的に、知事を筆頭とした「沖縄県DX推進本部」を、令和3年9月1日に設置したところです。                      同本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、各部局長等を本部員とし、企画部担当副知事がCDO(Chief Digital Officer:最高デジタル総括責任者)として、部局間調整等の「庁内マネジメントを総括する役割」を担っております。                      また、CDOを専門的に知見からサポートするため、今年5月に外部デジタル人材をCDO補佐官として任用し、企画部デジタル社会推進課や情報基盤整備課等との連携のもと各部局の施策支援にあたっているところです。</p>	
<p>(2) (取組1)沖縄県での利用ニーズについて調査は行っているか。</p>	<p>「推奨データセット」は、オープンデータの公開とその利活用を促進することを目的とし、政府として公開を推奨するデータと、公開するデータの作成にあたり準拠すべきルールやフォーマット等を取りまとめたものとなっております。                      国において、公開のニーズや活用されている事例がある、各団体が取り組みやすいといった観点から選定したものであることから、県として調査は行っておりませんが、一定のニーズがあるものと考えております。</p>	<p>デジタル社会推進課</p>
<p>(3) (取組2)データを保有している「所属」とは部・局のことか。公社や外郭団体が保有するデータを含むか。</p>	<p>ここでいう「所属」とは、庁内の各部局を指します。                      オープンデータの取組は、データを出す各部局にとっては事務量の増となる一方、どう利用されるかが見えにくいという事情もあり、これまで各部局の積極的な取組には繋がって来られなかった状況にあります。                      このため、まずは各部局が保有するデータを利用しやすい形で出すべきであるという考えが定着するよう、丁寧に説明を行っていく必要があると考えております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
<p>(4) (成果指標1) 推奨データセットは何件あるか。現在公開している件数は何件か。公開率は何%か。毎年2件公開していくとR8年度末には何%達成か。</p>	<p>推奨データセットは現在22件が示されておりますが、都道府県に限らず、市町村や民間事業者等が保有するデータについても対象とされており、県として公開可能なものは、このうち17件程度と考えています。  現状は3件公開しておりますので、公開率としては約18%(3/17)、R8年度末では約76%(13/17)となります。  なお、デジタル庁は、今後標準データセットを追加していくこととしており、本指標を達成率で示すことは困難であると考えております。</p>	デジタル社会推進課
<p>(5) (成果指標2) 毎年20件の理由は何か。数値データとその分析結果などのテキストデータを含む報告書は、機械判別性が低いファイルと分類されるのか。</p>	<p>20件については、毎年10所属程度と調整し各2件程度のデータをオープンデータとして公開することを想定したものです。  オープンデータはデータを出す側からはどのように活用されているかが分かりにくい上、データの作成においては、ハイフンの有無やカッコの有無などの表記ゆれ等を解消していく地道な労力(データクレンジング)が必要であることから、データを保有する所属の理解・協力を得ながら進めていく必要があると考えております。  国のガイドラインにおいて、「機械判読」とはコンピュータプログラムが自動的にデータを取得、読み込み等ができることを指すとされており、人の手を介さず、自動でデータの利活用を可能にするため、オープンデータはCSVやXML等機械判読性が高いフォーマットでの公開が原則とされております。  数値データと分析結果等のテキストデータが混在する報告書等のpdfデータは、数値データが何を表すか、どのデータとテキストがリンクしているか等の情報が機械が認識できる形式では含まれておらず、基本的には機械判読性は低いものと考えます。(一般的に「人が読みやすい」資料は、機械判読性は低いものと考えます。)</p>	
<p>実施項目3 収納手続のオンライン化(19ページ)</p>		
<p>【山中委員】  県への支払いに対して、クレジット、電子マネーによる決済が可能になる旨が示されているが、行政管理課が制度を所管する「指定管理者制度導入施設」については、どのような対応を予定しているのか。</p>	<p>現時点では、県主導でキャッシュレス決済を導入する計画はありません。</p>	<p>行政管理課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>他県では、コロナ禍における非接触が意識されたことで、同制度導入済のスポーツ・文化施設等において、利用料金の「キャッシュレス決済」の導入が進んでいる(県が主導し、指定管理者に必要な経費負担を行っている例がみられる)。しかしながら、沖縄県の公の施設ではこれが進んでいない。同制度導入施設には、多くの「不特定多数」の「県民」及び「観光客」が利用料金を支払うタイプの施設があるが、このタイプの施設について、主に若者の利用者から、キャッシュレス決済ができないことに対する意見があると承知している。</p>	<p>現在、指定管理者の提案により指定管理者の費用負担によりキャッシュレス決済を導入している施設があります。          キャッシュレス決済の導入に当たっては、端末費用のみならず運営費用もかかることから、施設所管課において施設の利用者数、要望等を勘案し、県主導で導入すべきか検討することが適当であると考えています。</p>	<p>行政管理課</p>
<p><b>【石田委員】</b>          (1) 収納手続とは、「請求データ作成・送信→金融機関等からの入金データ受信→請求データの消込→入金データの会計システムへの送信」という理解でよいか。</p>	<p>「納入通知書作成・郵送等→県民が電子決済(アプリ等)→収納代行業者からの収納データ受信→収納データの消込→金融機関からの入金データとの突合」の流れを想定しております。</p>	
<p>(2) オンライン収納システムは、外部とのデータの送受信、県の財務会計システムとの会計データのやり取りがあるシステムと考えてよいか。</p>	<p>収納代行業者の収納サービスを利用し、収納データを取り込む機能を新たな財務会計システムに追加する予定としております。</p>	<p>会計課</p>
<p>(3) 財務会計システムは県の基幹システムか。</p>	<p>県の基幹システムの一つと認識しております。</p>	
<p>(4) 収納方法は変化していくため、大きなシステムの一部として作り込むより、それだけでシステム改修していけるサブシステムとして作るのが効率的と思われる。また、スマホ決済は必要であろうし、近い将来デジタルマネー対応が必要になるだろう。</p>	<p>ご意見のとおり県において収納システム構築は行わず、多様な収納方法に対応できる民間の収納サービスを活用したいと考えております。</p>	

質問等の概要	回答	担当課
実施項目5 データを活用した政策(事業)立案や業務執行(EBPMの推進)(22ページ)		
<p>【石田委員】  (1) データに基づく政策・事業立案や業務課題解決に取り組むためには、業務を新しい視点で捉えなおす必要があるため、年1回の研修受講では難しいのではないか。</p>	<p>他の研修との連携を図りつつ、研修内容、方法等について検討していきます。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>(2) 方針1-1および1-2全体のために必要な研修として、最低全員がITパスポート取得レベルの知識・意識を持つこと、最低課に一人は自課で使っているシステムを熟知しシステム部門と話ができることが必要と思われる。自身が担当している業務をシステム化する際の仕様書が書けることを目標にすることで、担っている業務の目的は何か、システム化する場合どのような手続き、手順になるか、を考え、何を学ぶべきか(例えば、プログラミング的思考等)が分かると思う。</p>	<p>DX関連施策の推進にあたっては、DX、ICTのスキルが高い職員の育成に加え、一般職員のDXに関する意識の向上・定着を図る必要があると考えております。  このため、職員が身につけておくべきICT知識及びDXを推進するために必要なマインドセットの習得を目的とする研修を強化するとともに、必要時には外部IT専門人材相談することができるサポート体制を維持したいと考えております。</p>	<p>デジタル社会推進課</p>
実施項目6 多様な働き方に対応した職場環境基盤整備(23ページ)		
<p>【山中委員】  「在宅勤務、出張、外勤、庁外での勤務、柔軟な会議の開催、働きやすい執務環境」について言及している。この業務の所管課は、「情報基盤整備課及び管財課」とされているが、「行政管理課」は関与しないのか。</p>	<p>本取組については、情報基盤整備に係る内容となるため、情報基盤整備課及び管財課での実施となります。行政管理課としては、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)の進捗管理を行うこととなります。しかし、スマート県庁構築を進めるため、実施上の問題点等があれば組織横断的な調整を実施します。</p>	<p>行政管理課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>他県では、職員が使用するモバイル型パソコンをはじめとするハード整備と「働き方改革」に位置付けられるソフト整備は、一体を成すものと認識した動きをとっている。具体的には、行政改革担当課（沖縄県では行政管理課）が新たに「働き方改革」を所管し、専任職員を複数名増員し、そこが庁内横断的なチームを作って、職員の負担を緩和し、最も能率的な事務が可能となるようにハード・ソフトの整備を一体的に検討・調整している。併せて、その運用にあたって必要とされる人事管理上のルールと体制についても整備している。一部の県においては、行政改革担当課とCT担当課を統合して、この動きを推進している。</p> <p>つまり、ハード面の整備を行っただけでは、働き方改革は進まないと考えられる。他県と同様に、全庁の職員から意見を聴取し、職員の負担軽減と能率的な事務を実現させるために、ソフト面の整備と併せた一体的な検討が必要ではないか。</p>	<p>沖縄県では、令和3年度に企画部デジタル社会推進課を設置するとともに、同年9月には知事を本部長とする沖縄県DX推進本部を立ち上げ、本県のデジタルトランスフォーメーションに関する施策の推進に向けて、専門知識を持つCDO補佐官の設置も含めた全庁的な体制を構築しています。</p> <p>さらに、デジタル技術を活用し、能率的で柔軟な業務プロセスを実現する「スマート県庁」の構築に向けて、令和4年9月に沖縄県DX推進本部に「スマート県庁専門部会」を設置しており、行政管理課（部会長）、デジタル社会推進課及び関係課により、具体的な取組を議論していくこととしています。</p> <p>これらの取組等を踏まえるとともに、他県の事例なども参考にしながら、職員の働き方改革をソフト・ハード両面から一体的に推進できるよう、効率的かつ効果的な組織及び人員体制のあり方を検討してまいります。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>【石田委員】</p> <p>(1) 在宅勤務をベースとした働き方を考えているか。在宅勤務をベースとして、どこをどう変えなければいけないかを考えると、今抱えている課題の根本が見えてくると思われる。在宅勤務はシステム変更、モバイルPCやWiFi設備の費用がかかることがデメリットとしてある一方、執務スペース不足解消、旅費や通勤費用の削減のメリットがある。また、密性の高い電話を必要とする人だけ定額のモバイル携帯電話を使用することとして固定電話を廃止し、チャットやメールを基本にすれば電話が必要な用は極めて少なくなる。そもそも県内で最も地価の高いエリアで執務をする必要があるのかを考えればよいと思う。</p>	<p>【人事課】</p> <p>在宅勤務は、働き方改革における取組の一つとして試行実施しており、本格施行に向けて労働環境整備、給与等への影響や費用負担などの課題の整理・解決に取り組んでいるところです。</p> <p>【情報基盤整備課】</p> <p>職員の業務用を軽量化し、庁外等に持ち帰って、場所の制約を受けずに庁内同様の執務環境を整備することで、業務の効率化が図られるものと認識しております。導入にあたり、関係部署とメリット・デメリットを十分協議し、整備を進めてまいります。</p> <p>【管財課】</p> <p>在宅勤務を含む働き方のあり方が今後進んだ場合、関係各所と連携を図りながら、固定電話等通信設備のあり方を検討したいと考えております。</p>	<p>人事課・管財課・情報基盤整備課</p>
<p>(2) (取組2)本庁舎内執務室無線LANをR6年度までに導入してはどうか。年度ではなく、四半期の発想に変えるべきと思う。予算取りは年度単位であるが、実装・効果測定を四半期のサイクルで行えば翌年度の予算取り・実装が可能になる。</p>	<p>無線LAN化に必要なモバイルPC及び無線LANネットワーク機器の調達など環境整備をする期間が必要なため、効果検証時期はR5年度12月頃に開始する予定であり、R6年度の当初予算の時期(7月～10月頃)に間に合わないため、R7年度以降の導入となります。</p>	<p>情報基盤整備課</p>



質問等の概要	回答	担当課
<p>(3) (取組3)情報セキュリティ研修は全職員が四半期に1回、少なくとも半期に1回実施すべきと思われる。インシデント時に何をしなければならないか、何をしてはいけないか、を繰り返すことが必要と思われる。システムを使う側で実施することは勿論、提供する側で考慮すべきことも研修すべきである。</p>	<p>情報セキュリティは、全職員が身につける必要があり、その対策として、技術的な支援、運用ルールの確立、利用する職員のリテラシー向上が必要と考えております。その一つの人的支援として、情報セキュリティに対する認識を深める目的で、研修を挙げており、職員が継続して受講をしやすいよう、動画を作成し、空き時間を利用した受講ができるようにしております。配信内容についても、国のガイドラインや他都道府県の動向を踏まえ、事例の紹介、技術動向等変更を行うとともに、はやりの迷惑メールに対しては、注意喚起と共に、インシデントが発生した時の連絡体制なども周知しております。</p>	情報基盤整備課
<p>(4) (成果指標1)モバイル型PCの導入台数は本当に0台か。職員数は何人で、5850台は何%にあたるか。必要台数は何台か。</p>	<p>在宅勤務及びWEB会議用の端末として、モバイル型PCは305台ありますが、職員の業務用PCではないため、基準には入れていません。成果指標5850台は、別途調達を行う部局を除けば、概ね全職員に配付されることとなります。</p>	
<p>(5) (成果指標2)無線LANのアクセスポイント300台は必要数の何%か。</p>	<p>アクセスポイント300台は、沖縄県庁舎の全執務室及び全会議室を無線LAN化するために必要な台数として想定しており、そのため100%の値となっています。しかしR6年度の効果検証により業務上の必要性や効果性を検討した結果、必要台数が増減する可能性があります。</p>	
<p>(6) (成果指標3)「情報セキュリティ研修内容の職員理解度」が90%達成したからと言って「多様な働き方に対応した職場環境基盤整備」ができたと言えるか。在宅勤務では、インターネット経由で県のシステムに入ることになるため、セキュリティ構築及び監視が極めて重要になる。セキュリティ人材が一定数必要で、専門部署も必要になるため、その充実が成果指標の一つでもいいと思われる。</p>	<p>情報セキュリティは、全職員が身につける必要があると考えており、その対策として、一括導入パソコンのモバイル化に対応した知識の習得、テストを行い、その理解度を成果指標としております。在宅勤務で利用する端末は、許可された端末のみ庁内ネットワークに入ることができる認証機能が付与されており、リモートロック及びリモートワイプの機能、インターネットサイトのフィルタリング、ログの取得などの対策を取っています。</p>	
実施項目7 財務会計に関するシステムの電子決裁対応(25ページ)		
<p>【石田委員】 (1) (取組1)予算執行伺いから支払までの一連の事務処理が電子決裁システムか。</p>	<p>電子決裁機能を備えた財務会計システムパッケージを導入し、予算執行伺いから支払までの一連の事務処理の電子化を検討したいと考えております。</p>	会計課
<p>(2) (取組1)再構築する財務会計システムにおいて、電子決裁システムとのデータ連携ができるように整備することを指しているのか。</p>	<p>電子決裁機能を備えた財務会計システムを再構築することを指しております。</p>	会計課・総務私学課

質問等の概要	回答	担当課
<p>(3) (取組2)電子決裁システム導入と電子決裁システムから財務会計システムへのデータ連繋の構築を指しているのか。もしそうであれば、成果指標1.の次期財務会計システムへの移行時点では、予算執行伺い承認や支払い申請・承認は手作業で行うのか。</p> <p>(4) 電子決裁・経費精算システムの導入および財務会計システムとの連繋は、民間企業においてアプリが確立しており、証憑取込をスマホから行えるようになっている。自前システムに拘らず、アプリの検討は行っているか。</p>	<p>文書管理システムで処理する財務に係る文書(補助金の交付決定等)について、財務会計システムとの連携のあり方を検討したいと考えております。 次期財務会計システム内で電子決裁化を検討している予算執行伺等の手続きについては、移行時点では紙決裁を想定しております。</p> <p>地方公共団体において職員の立替払いは認められておらず、経費精算アプリにはなじまないと考えられます。なお請求書の電子化については他団体の動向を踏まえ今後検討していきたいと考えております。</p>	<p>会計課・総務私学課</p>
<p>実施項目11-1 未収金の解消(29ページ)</p>		
<p><b>【石田委員】</b> (1) 数値目標に関して、時効到来債権残は残高目標額から除いていないと理解してよいか。その場合、残高の減少は、回収と不納欠損処理を含むということになる。分けるべきではないか。</p> <p>(2) 滞留債権を回収する手間(コスト)と時効到来債権を回収する手間(コスト)はどの程度異なるのか。もし、後者に大きな手間(コスト)がかかるのなら、時効到来債権残高は時効の援用をされる可能性があり、そうなるとう回収不能となるのでその点を考慮してかける手間を決めるべきと思われる。</p>	<p>ご質問のとおり、時効到来債権残高は残高目標額から除いておりません。 県では債権を管理するに当たっては、時効期間が経過するまでの間に、法令等で定める考え方及び手続に沿って管理し、回収又はその他の手続をとることによって債権を消滅させることを原則としています。また、私債権については、時効到来により直ちに不納欠損となるものではないことから、数値目標として回収と不納欠損処理を区分せず管理していきたいと考えております。</p> <p>県では、債権を、その発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するよう適切かつ効率的に管理するものと条例に定めているところです。 県が所有する債権は様々であり、滞留債権を回収するコストと時効到来債権を回収するコストを一概に比較することは、困難であると考えますが、委員のご指摘や条例の趣旨を踏まえて、適切かつ効率的な債権管理に努めてまいります。</p>	<p>財政課</p>
<p>(3) 実施項目15の「母子父子寡婦福祉資金特別会計」の取組内容に「実施項目11-1「未収金の解消」における解消策の実行」とあるが、生活保護費返還金の殆どが「母子父子寡婦福祉資金特別会計」に含まれるということか。</p>	<p>「母子父子寡婦福祉資金特別会計」について、8次プログラムでは未収金の解消で取り組んでいましたが、未収金の額が減少したことから、新沖縄県行政運営プログラム(仮称)では未収金の解消として取り組まない代わりに実施項目15「特別会計の適正な運営」において取り組む必要があるため、当該実施項目に追加します。</p>	<p>行政管理課</p>
<p>(4) 未収金の解消個票番号2.「農業改良資金」は、他の未収金と比較して時効到来残高の債権残高に占める比率が高い。(生活保護は2.5%程度、小規模企業者等設備導入資金貸付金は1.3%程度、農業改良資金は20.2%程度である。)何故か。</p>	<p>農業改良資金の貸付事業は、沖縄県では昭和47年から実施されており、県が直接貸付を行う制度としては、平成22年まで実施されておりました。 現在は、新規の貸し付けは無く、未収金管理のみを行っています。 債権自体が数十年におよぶ非常に古い債権だけとなっているため、時効到来の割合が高くなっています。 現在まで残っている債権は回収困難なケースがほとんどですが、その中で比較的回収の可能な債権は少額ずつではあるものの確実に回収が進んでいる一方で、特に回収が困難なケースが濃縮されて残っている形になっています。</p>	<p>農政経済課</p>

質問等の概要	回答	担当課
実施項目17 PPP/PFIの推進(44ページ)		
<p>【石田委員】  (1) PPP/PFIの導入が進まない原因は何か把握しているか。  発想がないのは、PPP/PFIを考える習慣がないからかもしれないので事例紹介は有用だと思う。</p>	<p>PPP/PFIは、施設規模や提供されるサービス等によって手法が様々であり、検討事項が多岐にわたることから、検討実施にあたっては、各段階に応じたノウハウが必要であることが課題となっていると認識しております。  このため、県としましては、関係機関と連携し、各種セミナー等における事例紹介や個別相談などを通して、庁内及び県内企業への理解促進、ノウハウの蓄積に取り組んでいるところであり、当該セミナー等参加者数を成果指標に位置づけたいと考えております。</p>	企画調整課
<p>(2) 指定管理者制度は既に実施されているため、やり方を見直す、新たな運用方法を行うにしても4年がかりではなく、1～2年で行うべきではないか。</p>	<p>新沖縄県行政運営プログラム(仮称)で実施するモニタリング制度の見直しは、8次プログラムと性質は異なるものの、「モニタリング制度の見直し」という点では同じであることから、見直し後の検証期間も含めて4年計画で実施することとし、8次プログラムと同じ成果指標を採用するものとしていました。  しかし、今回のモニタリング制度の見直しは前回と性質が異なること及び委員の御指摘を踏まえ、見直し後の検証期間は含めず、取組期間を1年に改めることにします。  また、検証期間を設けないこと、今回のモニタリング制度の見直しと利用者満足度は直接的に連動しないことから、成果指標を削除することとします。</p>	行政管理課
実施項目18 ふるさと納税制度を利用したクラウドファンディングの推進(45ページ)		
<p>【石田委員】  (1) ふるさと納税は県がやるべきことか。</p>	<p>ふるさと納税制度は、都道府県・市区町村に対する寄附金となります。</p>	
<p>(2) 県の財源としてふるさと納税を柱にするのではなく、県内産業、商品のPR、観光や地産地消の盛り上げ、人材育成、人のアピールのためにクラウドファンディングを推進するサポートをするのが良いのではないか。</p>	<p>本県の事業を県内外の多くの方に知ってもらい、応援してもらうことで本県の魅力を発信する取組として、民間実施のクラウドファンディングと役割を分けて実施していきたいと考えております。</p>	行政管理課

質問等の概要	回答	担当課
実施項目21 働き方改革・女性活躍促進と研修等を活用した人材育成(52ページ)		
<p>【石田委員】  (1) (取組3) 女性活躍促進するなら、育成プログラムを作成するべきだがあるか。</p>	<p>女性職員の育成については、沖縄県職員人材育成基本方針において、自治大学校等への派遣を計画的に行うこととしております。  また、沖縄県職員人事管理基本方針において、女性の職域拡大に引き続き取り組むとともに、女性職員が能力を発揮できる職への登用を積極的に積極的に行うこととしております。</p>	人事課
<p>(2) (取組3) 育成者を育てるべきだが、メンター制度はあるか。</p>	<p>女性活躍促進の一環として、自治大学校において開催されている女性幹部職員向けの第1部・第2部特別課程研修へ職員の派遣を行っています。また、同研修参加者による研修報告会、意見交換会の実施により、職員の意識啓発へとつながっています。</p>	
<p>(3) (取組3) 民間企業ではこれまでの評価基準がおかしかったのではないかという反省に立って様々な検討・試行がなされているが、県では評価基準を見直しているか。今の評価基準は女性の強みを引き出せていないのではないか。例えば、対人能力、コミュニケーション能力、調整力など。権限(上下関係)を使わずに人を動かすこと、仕事を進める能力は評価基準においてポイントを高くすべきと思われる。</p>	<p>人事評価制度では、様々な職制において職務を遂行する上で発揮することが求められる能力を評価基準として定めており、その評価基準に照らし合わせ評価を実施しています。  なお、各種制度改正や課題に対応するため、随時、人事評価に関する制度・運用の見直しを行っており、評価基準に関連する内容についても適切であるか検討し、必要な改正を行っているところです。</p>	
<p>(4) (成果指標1) 職員数に対する比率も示したほうが良い。</p>	<p>現在、新型コロナウイルス感染症拡大に緊急対応するため、臨時的任用職員や任期付職員の採用による人員体制の確保により、一時的に全体の職員数(割合の母数)が増加している状況にあります。  このような状況を考慮し、比率により成果指標を示す方が適切かどうか、慎重に検討する必要があると考えております。</p>	